

小金井市災害廃棄物処理計画

平成31年3月

(令和8年3月改定)

小金井市

目 次

第 1 章 基本的事項.....	1
第 1 節 背景.....	1
第 2 節 計画の目的.....	2
第 3 節 計画の位置付け.....	3
第 4 節 計画の対象.....	4
1. 対象とする災害.....	4
2. 被害規模の想定.....	4
3. 対象とする廃棄物.....	5
第 5 節 基本方針.....	6
第 6 節 処理目標期間の設定.....	7
1. 災害廃棄物合同処理本部の立ち上げ.....	7
2. 仮置場の概要.....	8
第 7 節 各主体の役割.....	10
1. 市の役割.....	10
2. 市民の役割.....	10
3. ごみゼロ化推進員の役割.....	10
4. 災害ボランティアの役割.....	10
5. 民間事業者の役割.....	11
6. 一部事務組合の役割.....	11
7. 東京都の役割.....	11
8. 国の役割.....	11
9. 協定事業者の役割.....	12
第 8 節 発災前後の業務の流れ.....	13
第 2 章 平常時の対策.....	14
第 1 節 組織体制の構築.....	14
第 2 節 協力体制・受援体制の構築.....	15
1. 国及び東京都との連携.....	16
2. 一部事務組合等との連携.....	16
3. 他自治体、民間事業者等との協定.....	16
4. 災害ボランティアとの連携体制の構築.....	16
5. 市民との協力体制.....	16
6. 広域連携体制の構築.....	16
第 3 節 災害時に発生する廃棄物の処理の検討.....	17
1. 災害時に発生する廃棄物処理の全体像.....	17
2. 生活ごみ・避難所ごみの処理.....	21
3. し尿の処理.....	22

4. 災害廃棄物の処理	23
第4節 一次仮置場等候補地の検討.....	26
第5節 職員への教育訓練	27
第6節 本計画の見直し	27
第3章 初動期（発災後約1か月まで）	28
第1節 発災～24時間まで	28
1. 廃棄物処理に関する組織の設置.....	28
2. 廃棄物処理に関する情報収集.....	28
3. 災害時に発生する廃棄物の処理方針の決定	30
4. 周知・広報	30
第2節 発災24時間～72時間まで.....	32
1. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理の検討.....	32
2. 災害廃棄物発生量の推計	32
3. 片付けごみの収集体制の構築.....	33
4. 地区集積所の開設・運営	33
5. 災害廃棄物等の受入調整	34
第3節 発災72時間～1週間まで	35
1. 収集・運搬の実施	35
2. 一次仮置場の開設・運営	35
3. 支援の要請、広域連携体制の判断.....	36
第4節 発災1週間～1か月まで	37
1. 公費解体等の実施判断・準備.....	37
2. 災害廃棄物処理実行計画の策定（処理期間及び処理スケジュールの検討）	38
3. 補正予算編成及び補助金導入の検討	38
第4章 応急対策期～災害復旧・復興期.....	39
第1節 災害廃棄物処理実行計画の見直し.....	39
1. 災害廃棄物の発生量、処理可能量の見直し	39
2. 処理スケジュール・処理フローの見直し.....	39
3. 組織体制、協力体制の見直し	39
4. 一次仮置場等の見直し、閉鎖・返還方法の検討.....	39
第2節 被災家屋の解体撤去.....	40
第3節 国庫補助金業務	40
第4節 災害廃棄物処理の進捗管理.....	40

第 1 章 基本的事項

第1節 背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物の処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼしました。令和 6 年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震では、道路の寸断や廃棄物処理施設の被災により、廃棄物処理に大きな支障が生じました。これらのほかにも、近年、全国各地で大規模な地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。

国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」の一部改正や、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」への災害廃棄物対策事項の追加といった制度的な対応を行いました。さらに、東日本大震災等の災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成 30 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を改定する等、地方公共団体における災害対応力の強化に取り組んでいます。

東京都は、令和 4 年 5 月に「首都直下地震等による東京の被害想定（令和 4 年東京都防災会議。以下「都の被害想定」という。）」の見直しを行いました。また、近年風水害が増加していることを踏まえ、災害廃棄物処理の実効性向上や風水害等への対応強化等を図るため、令和 5 年 9 月に「東京都災害廃棄物処理計画」を改定する等、災害廃棄物への対応力の強化に取り組んでいます。

表 1-1 これまでの大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	発生日月	災害廃棄物発生量	処理期間
東日本大震災	2011年3月	3,100万トン (津波堆積物を含む。)	約3年 (福島県を除く。)
阪神・淡路大震災	1995年1月	1,500万トン	約3年
令和6年能登半島地震	2024年1月	422万トン (2025年1月時点)	約2年※
平成28年熊本地震 (熊本県)	2016年4月	311万トン	約2年
平成30年7月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県)	2018年7月	190万トン	約2年
令和元年台風第19号	2019年9~10月	109万トン	約2.5年
新潟県中越地震	2004年10月	60万トン	約3年
令和2年7月豪雨	2020年7月	42万トン	約2.5年

参考：令和6年度災害廃棄物対策推進検討会資料より抜粋（令和6年度 環境省）

※ 令和6年度災害廃棄物対策推進検討会開催時において石川県が設定した処理目標期間を示します。

第2節 計画の目的

災害時には、被災家屋の後片付けにより生じる廃棄物、損壊家屋の解体・撤去により発生する廃棄物、避難拠点等から排出される避難所ごみ等に加えて、家庭から排出される生活ごみ等を同時に処理しなくてはなりません。これらの廃棄物の処理が滞ると、市民の健康や生活環境に重大な影響を生じさせるおそれがあります。また、その後の復旧・復興の妨げにもなります。

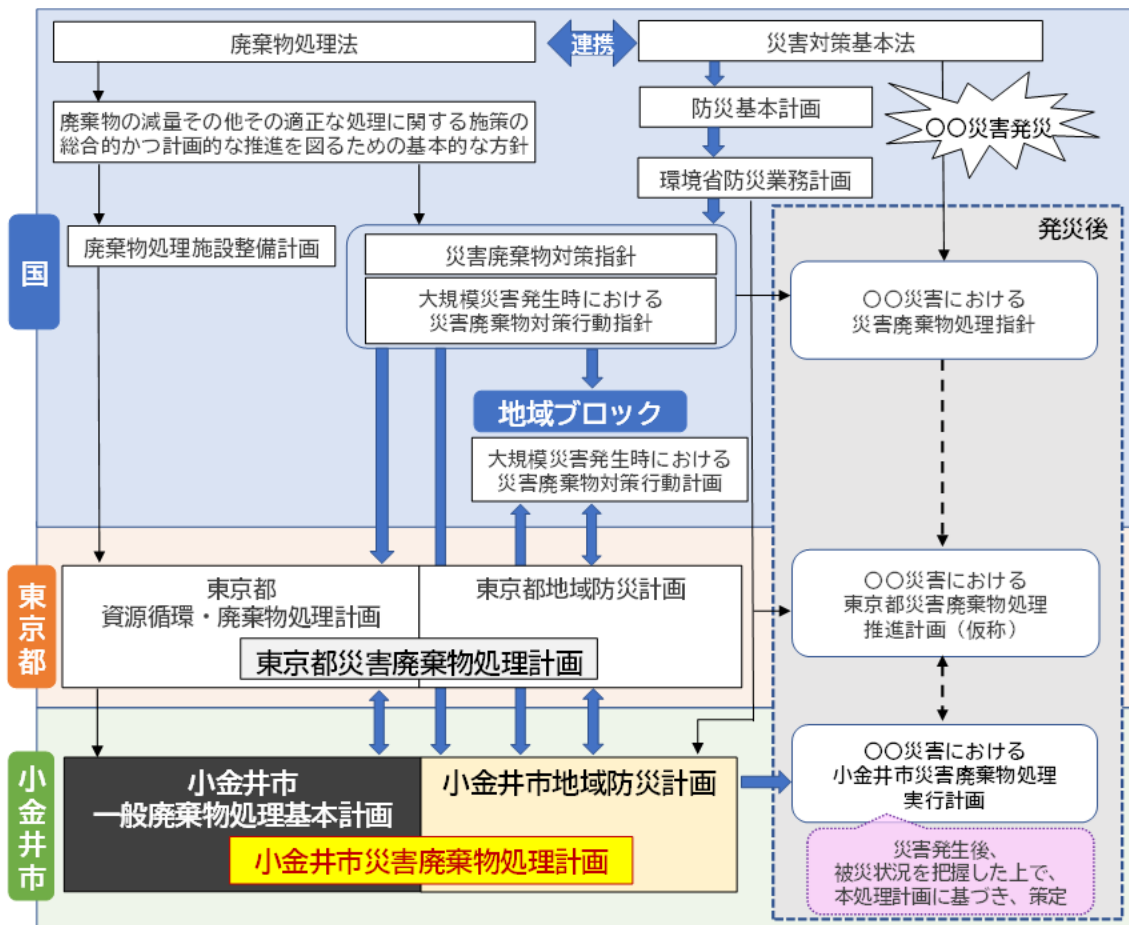
「小金井市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、大規模災害の発生時に、膨大に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の被害を防止するとともに、早期の復旧・復興に資するための基本的事項を定めるものです。

発災後、市は、本計画に基づき初動対応を実施します。その後、災害の規模や被害状況等に応じた災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害時に発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。

第3節 計画の位置付け

本計画は、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画です。同じく、国が定めた「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」、「小金井市地域防災計画」等の関連計画等と整合を図り、災害時に発生する廃棄物の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。

各計画や法令等との相互関係は図 1-1 に示すとおりです。



出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）を基に一部加筆

図 1-1 本計画の位置付け

第4節 計画の対象

1. 対象とする災害

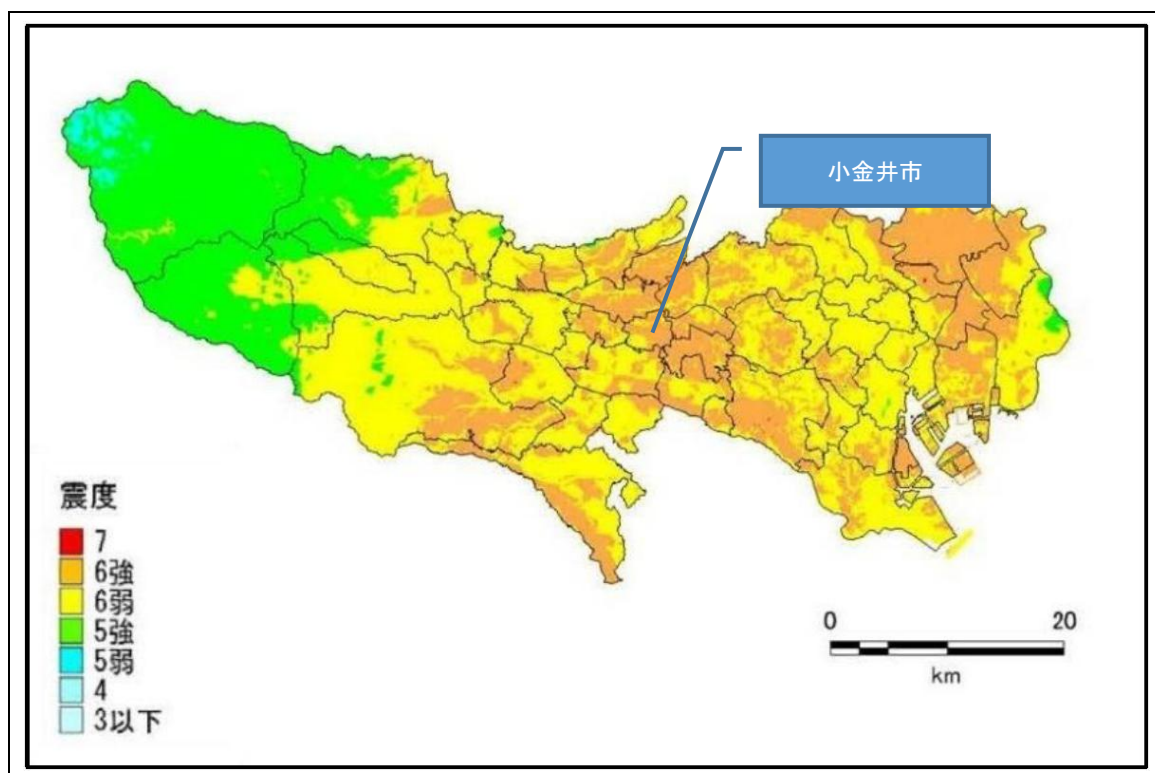
本計画は、地震災害、風水害、土砂災害及び火山災害を対象とします。(対象とする災害の詳細は巻末資料 p.1 参照)

2. 被害規模の想定

風水害等による被害は地震と比較して限定的となることが想定されるため、本計画では、主に地震災害による最大規模の被害を想定します。令和4年5月に見直された都の被害想定における市の最大規模の被害(図1-2 多摩東部直下地震)として、家屋の全壊被害445棟、半壊被害1,567棟などにより約20万トンの災害廃棄物が発生する見込みです。(被害規模の詳細は巻末資料 p.8 参照)

風水害により発生する廃棄物は、水を含んでいて腐敗が早い、台風の通過後すぐに後片付けが始まり一斉に排出されるといった特徴があります。風水害特有の課題については、それぞれの項目において特記します。

※風水害への対応箇所については「★」により示します。



出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）を基に一部加筆

図 1-2 多摩東部直下地震 (M7.3、最大震度6強)

3. 対象とする廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市域内で発生した災害廃棄物は、市が包括的な処理責任を負います。災害時には平常時に排出される廃棄物に加え、被災家屋の後片付けによって発生する片付けごみ、被災家屋等の解体により発生する解体ごみ及び被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ・避難所ごみ等が発生します。

発災後においても、被災を免れた家屋から発生する生活ごみは、被災状況を勘案した上で、原則として平常時と同様に処理します。ただし、平常時と同様の処理が困難な場合は、生活環境を悪化させないよう配慮し、収集するごみの種類、排出場所等に制限を設けて処理を行うこともあります。

本計画で対象とする廃棄物は、表 1-2 の赤枠で示すとおりです。

事業系一般廃棄物については、原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うこととします。平常時において市が収集・運搬している小規模事業者等の事業系一般廃棄物については、処理施設等への搬入が困難になる場合は必要に応じて排出抑制や一時的な保管に関して協力を要請します。

火山噴火が発生すると膨大な火山灰の発生が懸念されますが、火山灰は廃棄物処理法における廃棄物には該当しません。ただし、市の地域防災計画では灰の処理に関する対策を定めていることから、灰の処理や、火山灰と災害廃棄物が混合状態となり分離が難しくなった際の対応については、国や東京都と協議して指示を得ながら庁内他課と連携して対応に当たります。

表 1-2 本計画で対象とする廃棄物

廃棄物の種類		内容
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 被災家屋から排出される家財道具等（片付けごみ） 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物（解体ごみ） 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 仮設トイレからのし尿 その他、災害に起因する廃棄物
	避難所ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> 被災した市民の排出する生活ごみ、使用済携帯トイレ等（通常生活で排出される生活ごみを除く。） 避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> 通常生活で排出される生活ごみ・し尿
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）を基に一部加筆・変更

第5節 基本方針

本計画は、災害廃棄物処理を進めるに当たって、市民の生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、都市機能を取り戻す「復旧・復興に資する処理」、災害を克服した後も「持続性を確保できる処理」の実現を重視します。この考え方に即し、次の7つを基本方針として定めます。

表 1-3 基本方針

安全で安心できる処理	復旧・復興に資する処理	持続性を確保できる処理
------------	-------------	-------------



① 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。
② 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。
③ 環境に配慮した処理	災害時の混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。
④ 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生的な処理を図ります。
⑤ 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺市民や処理従事者の安全の確保を徹底します。
⑥ 再資源化の推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限り再資源化を推進し、最終処理量の削減を図ります。
⑦ 経済性に配慮した処理	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、コスト意識を持ち、可能な限り経費の削減に努めます。

参考：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）を基に一部加筆

第6節 処理目標期間の設定

災害時は、生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集運搬・処理を優先します。発災後、廃棄物処理体制に係る問題を確認し、支障がある場合はそれを解消し、速やかに生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集運搬・処理を再開します。

早期の復旧・復興に向け、片付けごみ、解体ごみ等の災害廃棄物の処理は、可能な限り早期の完了を目指します。

処理目標期間は、災害の規模に応じて個別に設定しますが、過去の大規模災害における処理期間を踏まえ、最長で3年とします。

なお、個別の災害の処理期間について国の指針等が示された場合は、その期間と整合性を図り設定します。

1. 災害廃棄物合同処理本部の立ち上げ

大規模な災害が発生した場合、廃棄物処理において一部事務組合を構成し処理している構成自治体と一部事務組合で、災害廃棄物を合同で処理するための組織（災害廃棄物合同処理本部）を立ち上げて対応します。

大規模な災害が発生した際は膨大な災害廃棄物が発生することから、平常時の廃棄物処理施設等だけでは処理目標期間内に災害廃棄物を処理できないことが想定されます。災害廃棄物処理を加速化させるため、災害廃棄物合同処理本部や東京都等の各主体と連携して、広域処理することを検討します。

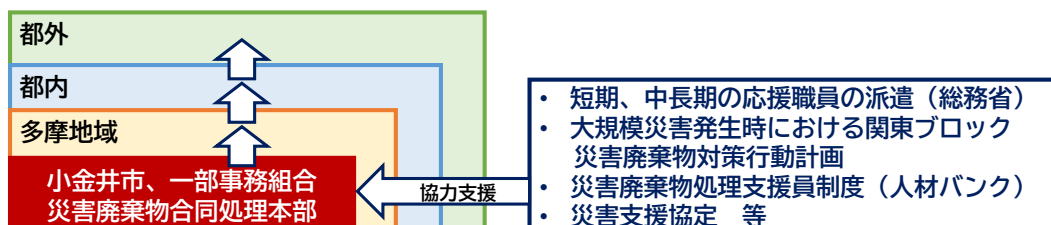


図 1-3 各主体との連携の考え方

2. 仮置場の概要

仮置場とは、被災家屋等の後片付け、損壊家屋の解体等により発生した災害廃棄物のうち、処理施設に直接搬入できないものを一時的に保管するため臨時に設置するものです。

市は、発災時に発生する膨大な量の災害廃棄物を処理目標期間内に適正に処理するために、緊急仮置場、地区集積所、一次仮置場の3種類の仮置場を設置します。また、甚大な被害が発生した場合は複数自治体により合同で二次仮置場も設置することを検討します。

仮置場の分類は表 1-4 のとおりです。

表 1-4 仮置場の分類

分類	役割・特徴
緊急仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・市による戸別収集の対象になる災害廃棄物（地区集積所に持ち込めない大型家具等の片付けごみ）の、緊急排出先とする。 ・原則、平常時にごみを排出している場所（自宅前等）とし、市民（災害ボランティアを含む。）自らが排出することとする。ただし、救助捜索活動や緊急車両など通行の妨げにならないよう注意する。 ・平常時のごみ収集が再開された際は、生活ごみと混合化しないよう片付けごみと表記をする等、この段階でできる限り分別して排出する。 ★水害等で被害が局地的な災害の場合、片付けごみの戸別収集（緊急仮置場への排出のみ）で対応する場合もある。
	開設時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> ・収集体制を速やかに構築し、可能な限り早期に市が指定 ・被災家屋等の後片付けが終わり、一次仮置場への搬出が終わるまでの数週間

分類	役割・特徴
地区集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・被災家屋から発生した災害廃棄物（小型家電等の片付けごみ）を一時的に集積する。 ・原則、市民（災害ボランティアを含む。）自らが排出することから、可能な限り被災地域全域に設置する。 ・自主防災組織等が市と協議し選定・管理する集積所を含め、市が選定した中規模な市内の公園等を地区集積所とする。 ・市が指定する品目を分別して集積する。（分別例：廃家電（家電4品目以外）、金属（40cm以上）、プラごみ（40cm以上）、布団、危険物等） ※冷蔵庫の中身や使用済携帯トイレ等の腐敗性ごみ、衛生ごみは、地区集積所には出さずに生活ごみとして排出する。 ・ごみゼロ化推進員の協力のもと、市が地区集積所を管理・運営する。
	開設時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が早期に後片付けを開始できるように可能な限り早期に開設 ・被災家屋等の後片付けが終わり、一次仮置場への搬出が終わるまでの数か月

※東京都災害廃棄物処理計画で定められている「集積所」を、市では「緊急仮置場」と「地区集積所」に細分類しています。

分類	役割・特徴
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・主に市の民間委託事業者や家屋解体事業者等が地区集積所や被災現場等から搬入する。災害廃棄物の前処理(粗選別、破碎等)を行い、中間処理施設等へ積み替える拠点としての機能を持つ。 ・大規模な市内の公園や運動場等に設置する。 ・緊急仮置場や地区集積所から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機作業によりコンクリートがら、木くず、可燃物、不燃物、家電4品目等に分別して集積する。 ・協定事業者等による運営を想定し、市は開設した一次仮置場を巡回管理する。
	開設時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> ・片付けごみの戸別収集が開始される前までに開設 ・災害廃棄物処理が完了するまで開設（1年以上に及ぶことがある。） ・中間処理施設等への搬出が終了し、使用終了箇所から順次廃止

分類	役割・特徴
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場での分別・選別が不十分である場合や一次仮置場の保管能力が不足している場合、必要に応じて複数自治体により合同で設置する。 ・一次仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置する。 ・二次仮置場は甚大な被害が発生し、膨大な災害廃棄物が一度に発生した場合等に設置するもので、仮設処理施設の設置を含めて東京都に委託することもある。
	開設時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が甚大な場合、被災後数か月以内に開設 ・搬入された災害廃棄物を全て搬出するまで開設（1年以上に及ぶことがある。）

参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

※緊急仮置場・地区集積所・一次仮置場・二次仮置場の総称を「仮置場」とします。

第7節 各主体の役割

1. 市の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市が包括的な処理責任を負っています。市は、市域内で発生した災害廃棄物について、必要に応じて収集し、処理・処分まで一時的に保管するための地区集積所・一次仮置場（以下「一次仮置場等」という。）の管理・運営を行います。並行して、生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の収集・運搬を行います。災害廃棄物等の処理については、平常時から災害時の対応について一部事務組合等と協議し、協力・連携体制を構築します。

2. 市民の役割

被災地域の市民は被災者であり、かつ廃棄物の排出者です。まずは自らの生命と安全な生活を確保することが第一ですが、災害時に発生する廃棄物の適正な処理のためには、排出段階での分別の徹底等の役割を果たすことが求められます。

また、後片付けに便乗して災害に起因した廃棄物以外のものを出さない、定められた一次仮置場等以外の場所に勝手に出さないなど、緊急時だからこそ、モラルのある排出が求められます。

自主防災組織等で、独自の地区集積所候補地を平常時から検討する場合は、市と協議・情報共有しながら候補地を選定する等、協力・連携体制の構築に協力することが求められます。

3. ごみゼロ化推進員の役割

市民の代表として、排出段階での分別の徹底などを率先して実行することが求められます。災害時に市が周知・広報する内容を市民に広げる役割も期待されます。

また、災害時に市が開設する地区集積所の管理・運営について、市の協力要請にのっとり、管理・運営の補助を行うことが求められます。

4. 災害ボランティアの役割

災害ボランティアは、社会福祉協議会が立ち上げる災害ボランティアセンターに登録し、支援ニーズのある被災者宅に派遣されます。被災家屋の後片付け等の被災者支援を行う際は、市が定めた分別による排出や、市が指定している排出先に持ち込む等の協力が求められます。

被災した市民は心身ともに疲弊した状態であることから、被災市民に寄り添った行動が求められます。

5. 民間事業者の役割

民間事業者は、原則として排出者責任に基づき、事業に伴い排出される廃棄物の処理を行います。また、危険物、有害物等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めることが求められます。

ただし、平常時と同様の処理が困難な場合などは、排出抑制や一時的な保管に関する要請に応じるなど、市の廃棄物処理に協力することが求められます。

6. 一部事務組合の役割

浅川清流環境組合は、平常時から災害時に発生した廃棄物の受入れに関して市と協議を行い、災害時には適正かつ円滑・迅速に廃棄物の処理を行います。

また、組合施設での処理が困難な場合は、他の処理施設での処理について検討・調整する必要があることから、平常時より東京都と災害時の対応に関して調整を行います。

7. 東京都の役割

東京都は、各自治体が適正に災害廃棄物を処理できるよう、被災状況や対応状況等を踏まえた技術的支援、他道府県への広域処理の要請等の各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受け、市における廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を受けて、市に代わって東京都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがあります。

8. 国の役割

国（環境省）は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等（詳細については巻末資料 p.24 参照）をはじめとした被災自治体への支援の枠組みを整備・構築します。発災後は、必要に応じて環境省職員の現地派遣や東京都を通じた技術的助言を行うなど、処理主体である市が適正に災害廃棄物を処理できるよう支援します。あわせて、大規模災害発生時における特例措置の検討、処理事業費の概算の考え方、財政措置の事務手続の簡素化、速やかな交付等、制度面・財政面からも必要な支援を実施します。

また、市において災害廃棄物処理の対応が困難な場合には、災害対策基本法第 86 条の 5 の規定に基づく市からの要請を受けて、代行の要否を確認した上で、国による代行処理が行われることがあります。

9. 協定事業者の役割

協定事業者等は、市と締結した協定内容に基づき、可能な範囲で災害時に発生した廃棄物処理に必要な車両・人員・資機材等の確保・調達に係る支援を行うなど、市と協力して災害時の廃棄物処理対応に当たります。また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、東京都及び市が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見や能力をいかした役割を果たすことが求められます。

第8節 発災前後の業務の流れ

平常時及び発災後に市が取り組むべき業務の流れを以下に示します。なお、災害の種類により優先順位、対応方針等が変わるため、様々な状況での業務の流れを整理し、災害廃棄物対策マニュアルの作成を進めます。

平常時 (発災前)	①組織体制の構築	
	②協力体制・受援体制の構築	
	③災害時に発生する廃棄物の処理の検討	
	④一次仮置場等候補地の検討	
	⑤職員への教育訓練	
	⑥本計画の見直し	
↓ 発災！		
初動期	発災～ 24 時間まで	①廃棄物処理に関する組織の設置
		②廃棄物処理に関する情報収集
		③災害時に発生する廃棄物の処理方針の決定
		④周知・広報
	↓	
	発災 24 時間～ 72 時間まで	①生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理の検討
		②災害廃棄物発生量の推計
		③片付けごみの収集体制の構築
		④地区集積所の開設・運営
		⑤災害廃棄物等の受入調整
	↓	
	発災 72 時間～ 1 週間まで	①収集・運搬の実施
		②一次仮置場の開設・運営
		③支援の要請、広域連携体制の判断
	↓	
	発災 1 週間～ 1 か月まで	①公費解体等の実施判断・準備
	②災害廃棄物処理実行計画の策定	
	③補正予算編成及び補助金導入の検討	
↓		
応急対策期～ 災害復旧・復興期	①災害廃棄物処理実行計画の見直し	
	②被災家屋の解体撤去	
	③国庫補助金業務	
	④災害廃棄物処理の進捗管理	

図 1-4 発災前後の業務の流れ

第 2 章 平常時の対策

災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、発災時の様々な状況を想定して対策を検討し準備する必要があります。以下に平常時における対策を示します。

第 1 節 組織体制の構築

災害時に発生する廃棄物を適正に処理するには、速やかな庁内組織体制の構築及び指揮命令系統の確立が必須です。東京都をはじめとした各主体と連携するとともに、各々の担当が共通認識の下で日々の業務を行っていく必要があります。

「小金井市地域防災計画」で規定された災害対策各部の分掌事務を踏まえた組織体制は図 2-1 のとおりです。災害時に発生する廃棄物処理の組織体制の主体は、災害対策環境部清掃班とし、東京都との連携を円滑に行うため、東京都の体制を踏まえた、総務、資源管理、処理、受援の 4 つのグループで対応に当たります。

また、発災の時間帯等により職員の参集が困難な場合など、人員が不足する場合には、代理の総括責任者を置く等の対応が必要になるため、平常時から様々な場面を想定した組織体制を構築できるよう、その他災対部との連携強化も図り、各種協定や国の支援制度等も活用して、他自治体等からの人的支援も想定します。(災害対策本部の組織体制や清掃班の業務分掌は巻末資料 p. 20 参照)

★ 風水害の場合、局所的な被害となる場合が多く、被害のない地域では平常時と同様の生活が営まれます。平常時の業務と災害廃棄物処理業務を同時並行で進めることが必要なことから、原則として平常時の体制の延長で対応します。

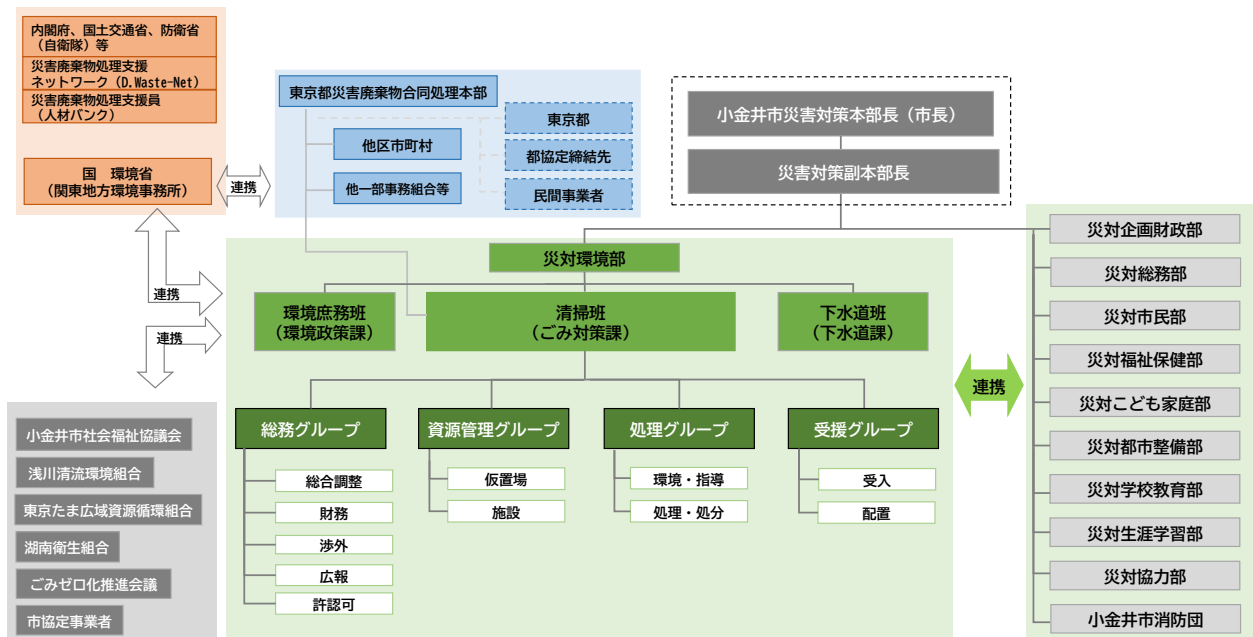


図 2-1 大規模災害時の災害廃棄物処理に関する組織体制

第2節 協力体制・受援体制の構築

災害時に発生する廃棄物を適正に処理するため、関係行政機関だけでなく市民・災害ボランティア・事業者等も含め、関係主体との協力・連携体制を速やかに構築する必要があります。市が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を推進します。（各種協定は巻末資料 p.31 参照）

被災した場合は、協定や相互支援の枠組み等に基づき様々な主体からの支援が想定されます。これらの支援を円滑に受け入れるための受援体制を、発災後早期に構築します。他自治体等からの支援が開始されるまでに一定の時間を要することを踏まえ、対応事項に優先順位を付け、受援体制を構築します。「いつ」「誰から」「何を」「どうやって」支援を受けるかを明確にし、支援を最大限活用します。

平常時には国や東京都が実施する研修等を通じて、国や東京都との連携体制、他自治体等（近隣及び遠隔地の自治体）、民間事業者等との連携体制を強化・顔の見える関係を構築します。

表 2-1 想定される支援内容及び支援主体

支援内容（例）		国・都・ 学識経験者	他自治体	民間事 業者	災害 ボランティア
総合調整	対応方針検討、各種業務調整等		○		
実行計画策定	災害廃棄物処理実行計画策定の補助等		○	○	
設計・積算	発注に係る設計、積算補助等		○	○	
契約	契約事務補助等		○		
書類作成	災害報告書、査定資料等の作成補助等		○		
ごみの排出	被災家屋からのごみ出し、分別作業 避難拠点等での分別補助		○	○	○
収集・運搬	生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の 収集・運搬		○	○	
情報収集 現地確認	発災後の対応状況等に係る情報収集 一次仮置場等の状況に係る現地確認		○	○	
一次仮置場等の 管理・運営	一次仮置場等の運営 管理状況の監督等		○	○	
窓口対応	窓口問合せ対応等		○		
広報	市民への広報		○		

1. 国及び東京都との連携

国や東京都との連携体制を構築し、常に災害廃棄物に関する最新情報を得るよう努めます。

また、被害が甚大な場合、「災害対策基本法」第 86 条の 5 に基づく代行処理を迅速に行えるようにします。

2. 一部事務組合等との連携

一部事務組合及びその構成市町とともに、災害廃棄物に関する協議を進め、合同処理のための連携体制を速やかに構築します。

3. 他自治体、民間事業者等との協定

災害廃棄物を速やかに処理するため、他自治体（近隣及び遠隔地の自治体）や民間事業者等と、災害廃棄物の処理や物資の提供等に関する協定を締結するよう努めます。

4. 災害ボランティアとの連携体制の構築

発災後のニーズに即したボランティア活動が展開できるよう、小金井市社会福祉協議会や東京都災害ボランティアセンターとの連携を強化するとともに、災害ボランティアへの協力依頼事項を速やかに提示します。

5. 市民との協力体制

発災後の混乱した状況下においても、市民に正確な情報を伝え、速やかに災害廃棄物処理を行うため、ごみゼロ化推進員をはじめとした市民との協働を図り、役割を明確にした初期対応に当たれるよう協力体制の構築を進めます。

6. 広域連携体制の構築

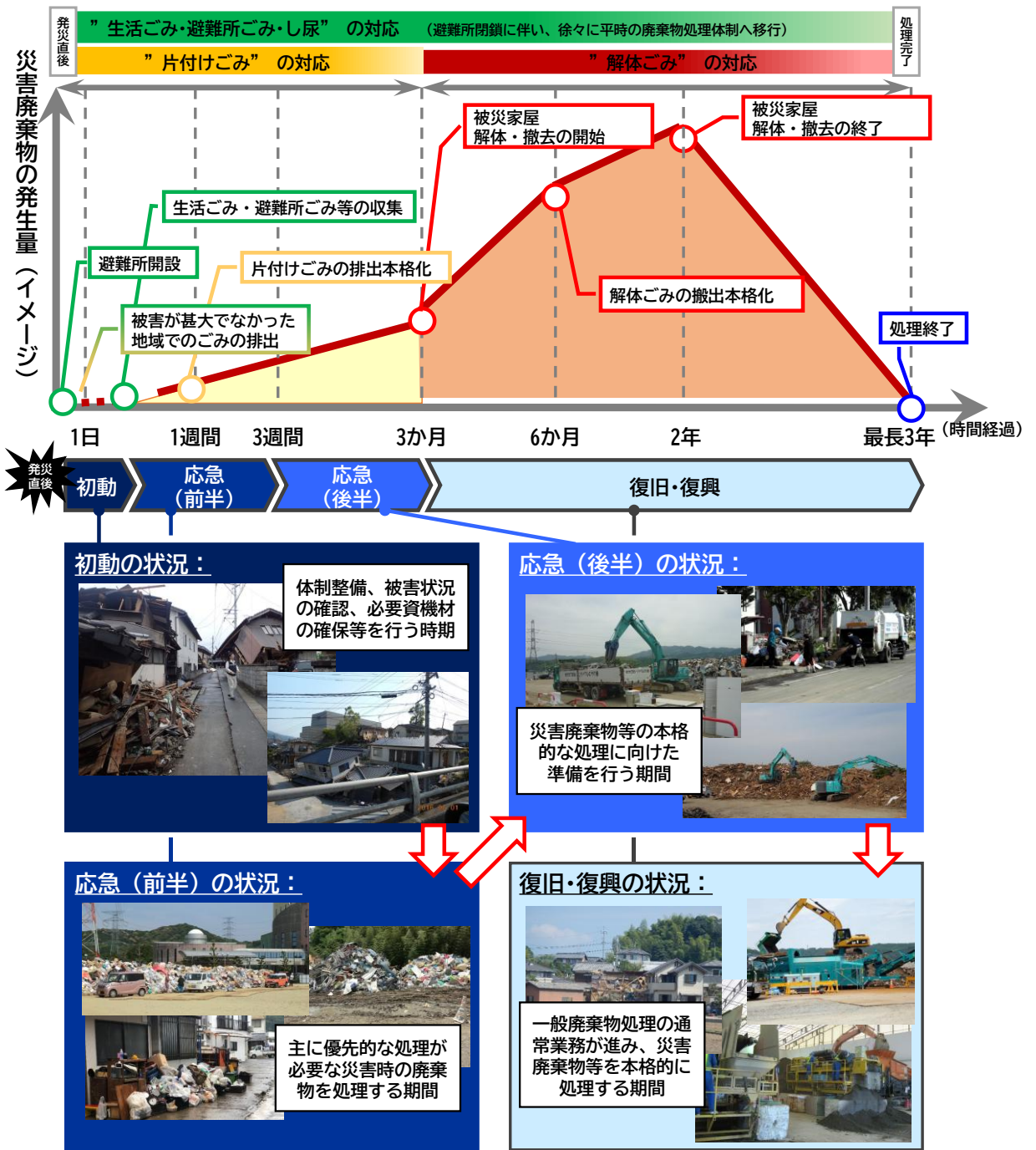
大規模な災害の発生に備え、国や東京都、一部事務組合（構成市町を含む。）、協定締結自治体、民間事業者等との広域連携体制を構築するとともに、国等からの支援の活用を行います。

第3節 災害時に発生する廃棄物の処理の検討

1. 災害時に発生する廃棄物処理の全体像

時間の経過に応じて変化する災害廃棄物の発生量（図 2-2）に示すとおり、発災直後から処理完了までの間には様々な対応が求められます。安定的かつ着実に災害廃棄物処理対応に当たるためにも、災害時に発生する廃棄物の処理フローを平常時から検討し、災害時に被害状況に応じて適切に対応に当たります。

また、発災後の時期区分によって発生する廃棄物の種類や量も異なるため、時期区分に応じた対応が必要です。特に発災初動期での対応遅れはその後の対応全てに影響し、処理目標期間での処理が困難となることから、発災初動期に対応すべき事項は事前に整理する必要があります。発災後の時期区分に応じた対応のポイントは表 2-2 のとおり、災害時に発生する廃棄物処理の全体スケジュールは図 2-3 のとおりです。



写真出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

図 2-2 時間の経過に応じて変化する災害廃棄物の発生量

表 2-2 発災後の時期区分に応じた対応のポイント

時期区分	対応のポイント
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・安全及び組織体制の確保・決定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通信手段の確保、安否情報・参集状況の確認、災害時組織体制への移行 ・情報収集、当面の処理の見通しに係る判断 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被災状況に係る情報収集、災害廃棄物発生量の推計に向けた情報収集、被災状況に応じた支援要請 ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理体制の確保、処理方針の決定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 収集・運搬体制の確保、処理施設等の搬入先の確保、市民・災害ボランティア等へのごみ出しルール等の周知、腐敗性ごみ・衛生ごみなど優先度の高い廃棄物から収集・運搬の実施 ・災害廃棄物の処理体制の構築、処理方針の決定 <ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場等設置場所の確保、災害廃棄物の収集方法の検討・決定、車両・資機材・人員の確保、市民・災害ボランティア等への周知、地区集積所の開設
応急対応 (前半)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な一般廃棄物処理体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 継続的な処理体制への移行、人員増強の検討 ・災害廃棄物の適正処理及び一次仮置場等の適切な管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物の継続的な収集・処理、一次仮置場等の管理・運営 ・災害廃棄物処理事業費の確保及び各種契約事務 <ul style="list-style-type: none"> 補正予算の編成、災害等廃棄物処理事業費補助金対応、災害報告書の作成、車両・人員・業務委託等に係る契約事務対応、支出管理
応急対応 (後半)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理実行計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物発生量の推計（見直し）、処理フローの精査、処理期間及び処理スケジュールの検討 ・損壊家屋の公費解体等に係る体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 技術職（土木・建築）や税務担当等も含めた庁内体制整備、対象案件の選定、要綱・様式等の作成、発注準備、市民等への周知、申請窓口の設置 ・処理ルートの整備 <ul style="list-style-type: none"> 複数自治体による合同で設置する二次仮置場への災害廃棄物の搬入、処理施設での適正処理、搬出先の拡大
復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理事業の実施・進捗管理 ・全体管理（撤去進捗、処理進捗等）

参考：「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（令和3年3月改訂、環境省）、「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成30年3月、環境省東北地方環境事務所 関東地方環境事務所）、「東京都災害廃棄物処理計画」（令和5年9月 東京都）

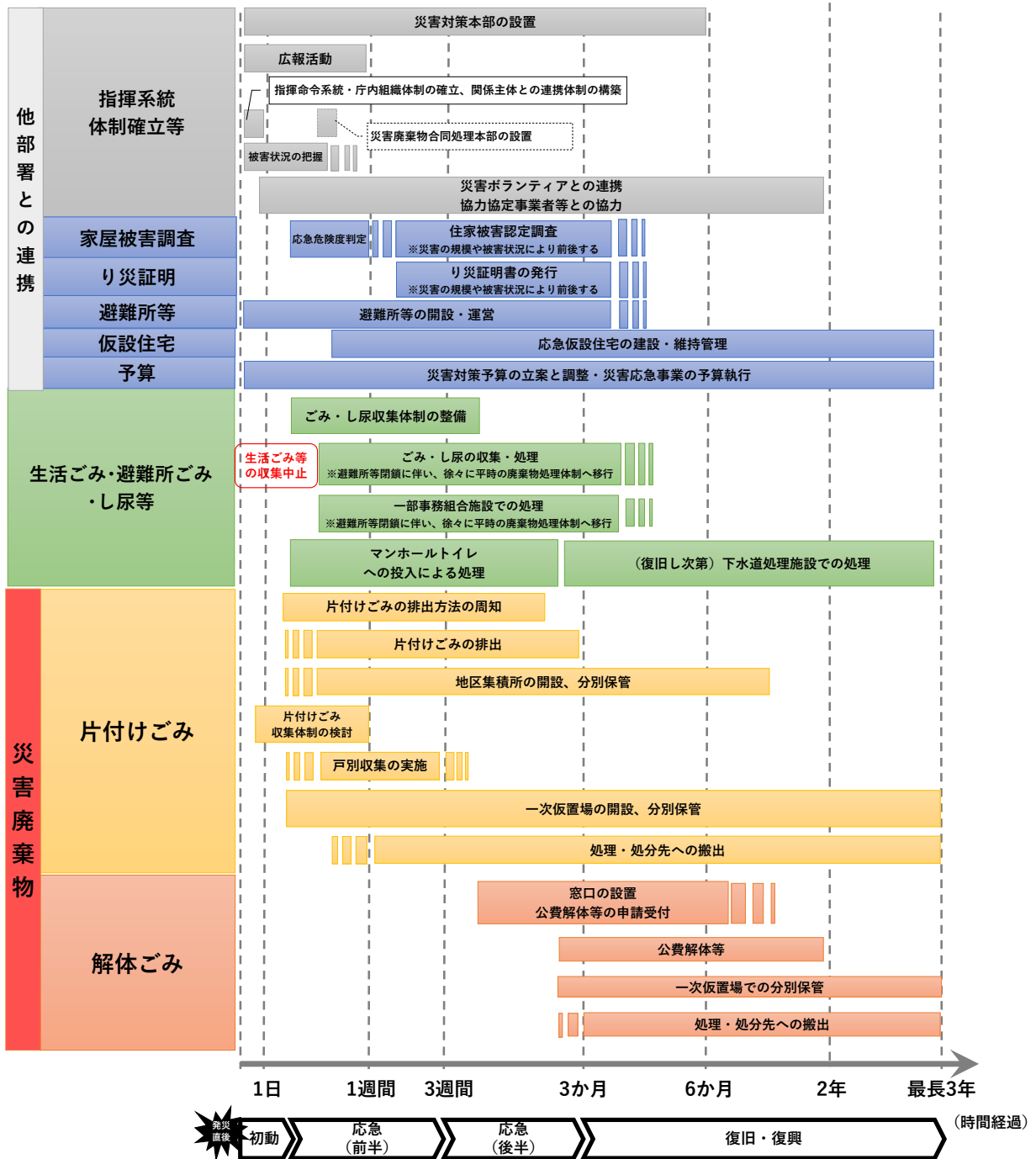


図 2-3 災害時に発生する廃棄物処理の全体スケジュール

2. 生活ごみ・避難所ごみの処理

大規模地震が発生した場合、発災直後は生活ごみの収集を中止し、被災状況の把握などの緊急対応を優先的にを行うことを原則とします。道路状況や避難所の開設状況などを情報収集したのち、避難所ごみを含めた収集・運搬ルートの方策等初動体制を確立し、被災状況に応じた生活ごみ・避難所ごみの収集を速やかに実施します。

停電時・断水時に発生が予想される冷蔵庫の中身（腐敗性ごみ）や、使用済携帯トイレ等（衛生ごみ）の保管方法・排出方法については、発災後速やかに市から広報・周知します。

発災時は生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から、腐敗性ごみ、衛生ごみを最優先で収集します。その後、体制が整い次第速やかに燃やさないごみ等の収集を再開します。

(1)生活ごみ・避難所ごみの処理フロー

生活ごみについては、可能な限り平常どおりの収集としますが、被災状況に応じて分別区分や収集頻度を変更する等、収集方法等を含め検討します。また、道路の被災状況等により著しく収集効率が低下した場合は、一部事務組合等と協議し、可能な場合は早朝・夜間収集等により対応します。（生活ごみの収集に関する留意点は巻末資料 p. 27 参照）

発災時であってもごみの分別を行うことがその後の処理をよりスムーズにし、早期の復興に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り平常時と同様の分別区分で排出を行えるよう対応を検討します。ただし、発災直後、避難所は混乱していると考えられます。平常時と同様の分別を行うことが困難であることが想定される時は、被災状況、避難者数を考慮し、避難所ごみの分別区分を決定します。（避難所ごみの分別に関する留意点は巻末資料 p. 27 参照）

被災状況によっては平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて他市町村等へ支援を要請し、車両を確保します。

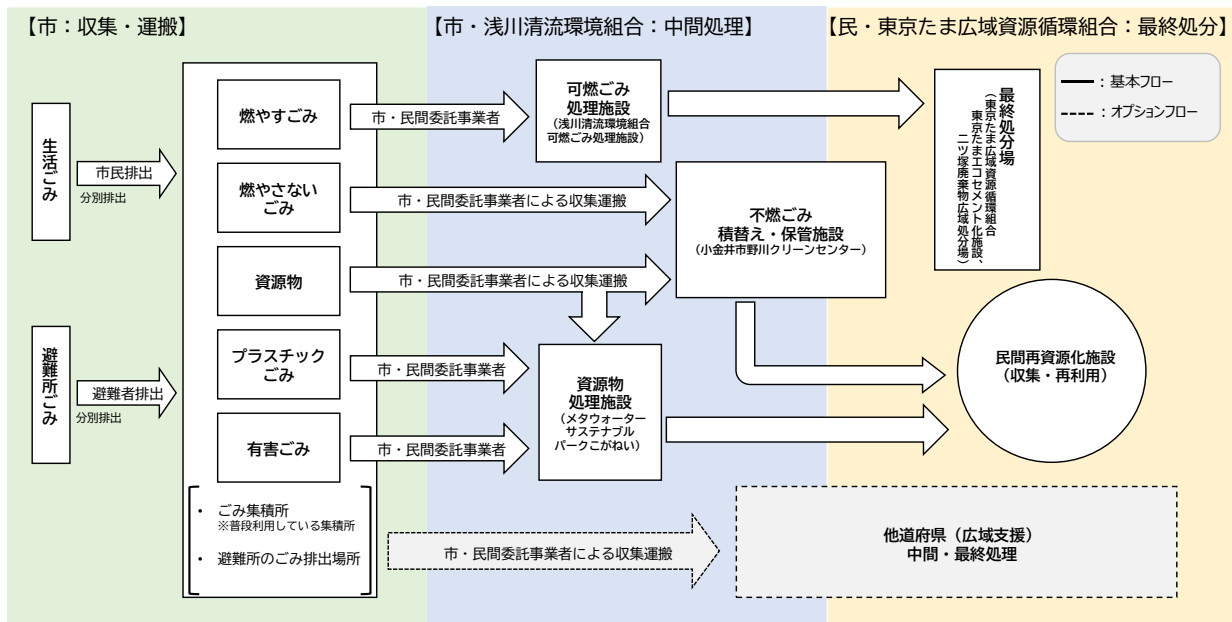


図 2-4 生活ごみ・避難所ごみの処理フロー

3. し尿の処理

平常時においては、避難者数をあらかじめ予測した上で、避難所の位置や仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）の備蓄数を担当課と連携して把握するなど、し尿処理体制を検討します。発災時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることも想定されるため、これらの状況にも耐えられるよう対応方法を検討します。（し尿収集必要量、仮設トイレ必要基数は巻末資料 p.13 参照）

し尿処理施設が被災した場合、発災初動期には携帯トイレ等を活用します。膨大に発生する使用済携帯トイレ等の収集・処理方法については、一部事務組合等と平常時から検討します。

(1) し尿処理フロー

し尿処理は、可能な限り平常どおり公共下水道又は一部事務組合等のし尿処理施設で行います。災害によりし尿処理施設が被災した場合や、要処理量が処理能力を上回った場合などでは、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、東京都下水道局が指定する水再生センター（北多摩一号水再生センター）で処理します。

マンホールトイレを除く仮設トイレ等のし尿収集については、「災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書」を締結している収集運搬事業者、場合によってはそれ以外の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行います。被災状況によって収集・運搬車両が不足する場合は、近隣自治体、東京都及び関連団体に支援を要請します。

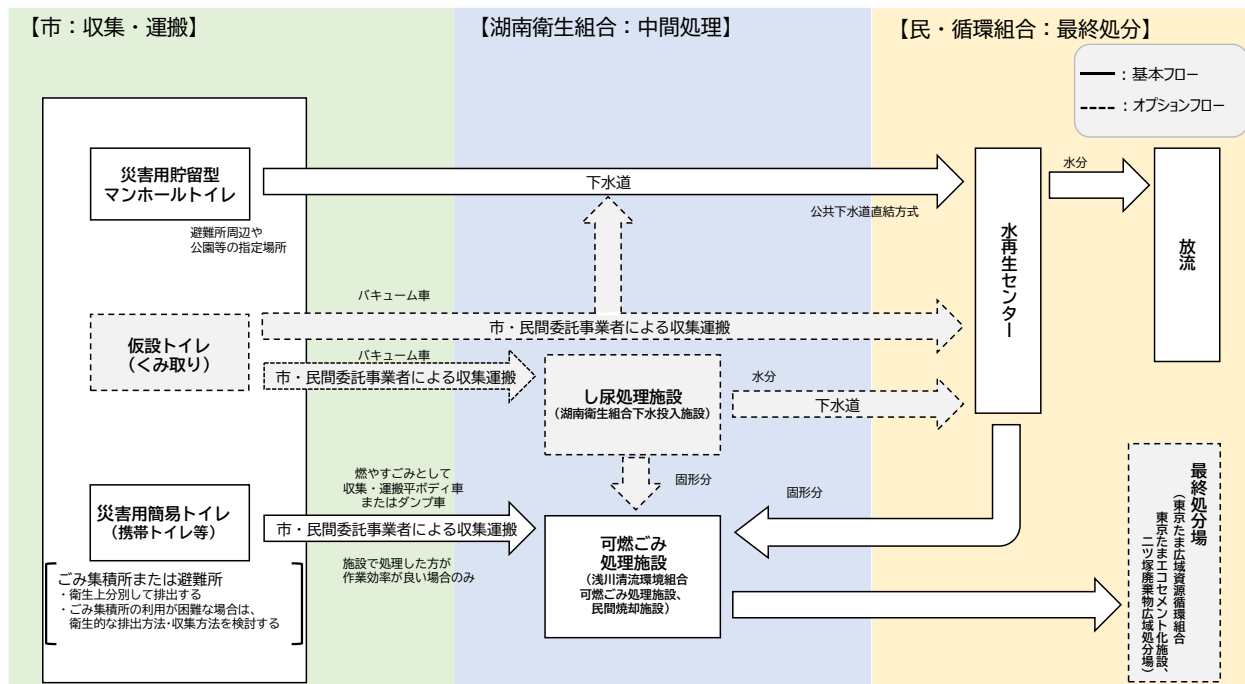


図 2-5 し尿処理フロー

(2) 応急仮設トイレの設置状況等

要配慮者に配慮したトイレ（洋式トイレ等）の確保状況について担当課から情報収集し、し尿収集必要量に応じた対策を平常時から検討します。避難所となる公共施設のマンホールトイレの設置・改修状況について、担当課と連携して把握します。（マンホールトイレ等の概要については巻末資料 p. 26 参照）

4. 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理フロー

市民が自宅の後片付けを行った際に排出される片付けごみや、公費解体等に伴い生じる解体ごみ等の災害廃棄物は、処理先への搬出までの間、市が設置する一次仮置場等で分別した上で一時的に保管します。

災害の規模や被害状況等を踏まえ、必要に応じて二次仮置場を設置し、一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、焼却や資源化等を行います。焼却・資源化できない廃棄物は最終処分します。

片付けごみ・解体ごみ等の処理は、時間経過に応じて対応に注力する廃棄物の種類・量が異なることから、片付けごみ・解体ごみ等の処理フローは発災後の時期区分に応じて作成します。

発災初動期から応急対応（後半）までは、住居の後片付けを行った際に排出される片付けごみの対応に注力します。地区集積所に持ち込まれた片付けごみを搬出できるよう一次仮置場を早期に設置します。

復旧・復興期以降は、解体ごみへの対応が中心となり、一次仮置場への搬入量も増えることから、応急対応（後半）までと同様、一次仮置場の保管面積を常に確保・維持できるように、解体現場において分別を徹底するほか、廃棄物の種類ごとに処理先候補を定める等の対策を講じます。

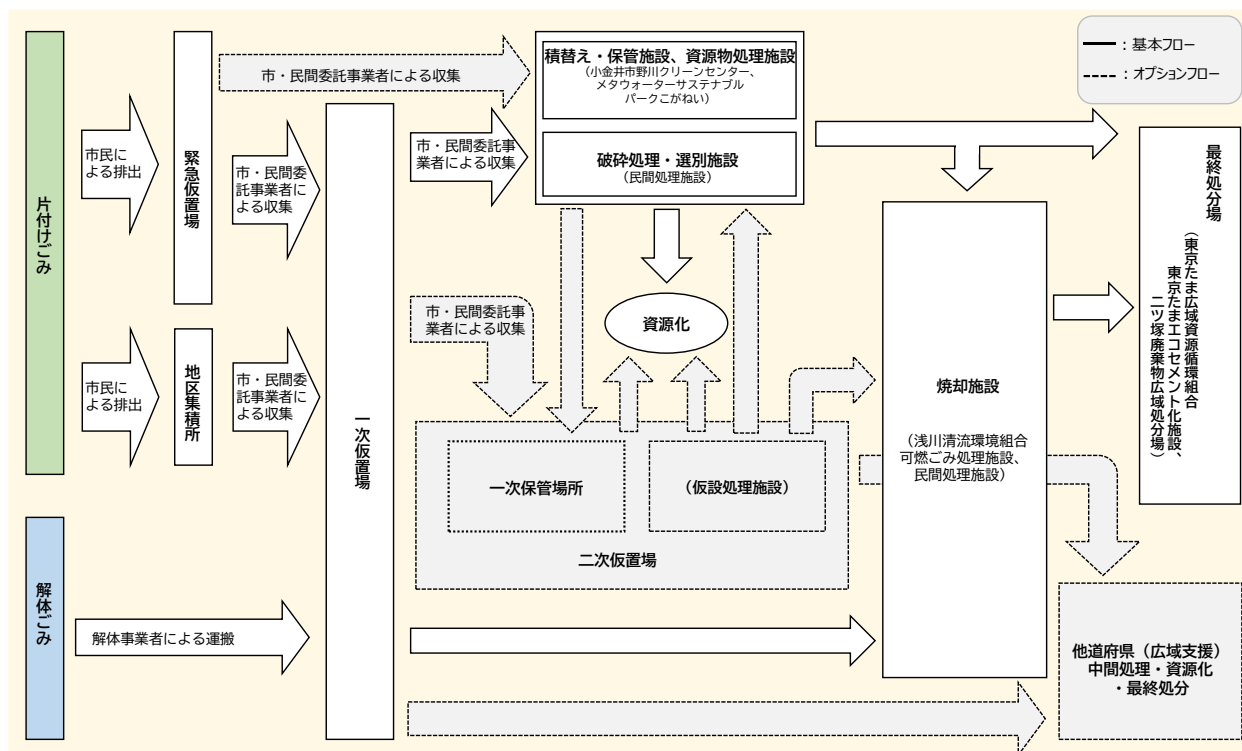


図 2-6 災害廃棄物の処理フロー

(1) 片付けごみの収集方法の検討

市の地域特性を踏まえると、一定面積以上の一次仮置場の複数設置は困難であることから、設置した一次仮置場の保管面積を常に確保・維持できるように、排出段階での分別区分を明確化するほか、ごみの種類ごとに処理方法・処理先候補を定める等の対策を講じる必要があります。

市は早期に市民が片付けごみを排出できるよう地区集積所の開設を優先的に進めるとともに、緊急仮置場に排出された片付けごみを戸別収集する体制を構築します。市民は小型家電や平常時に市が収集していない危険物等の廃棄物を周辺の地区集積所に持ち込み、市は持ち込まれた片付けごみを原則一次仮置場に搬出します。

また、市民が片付けごみを持ち込む地区集積所の候補地も限られることから、大型家具や大型家電等に品目を限定して、市は緊急仮置場に排出した片付けごみの戸別収集を実施します。市民は、袋に入る平常時の分別品目に該当する片付けごみ（災害に起因して割れた食器やガラス等）を平常時の収集が再開するまで自宅で保管し、市は収集再開後に袋に入る片付けごみを生活ごみと併せて収集します。

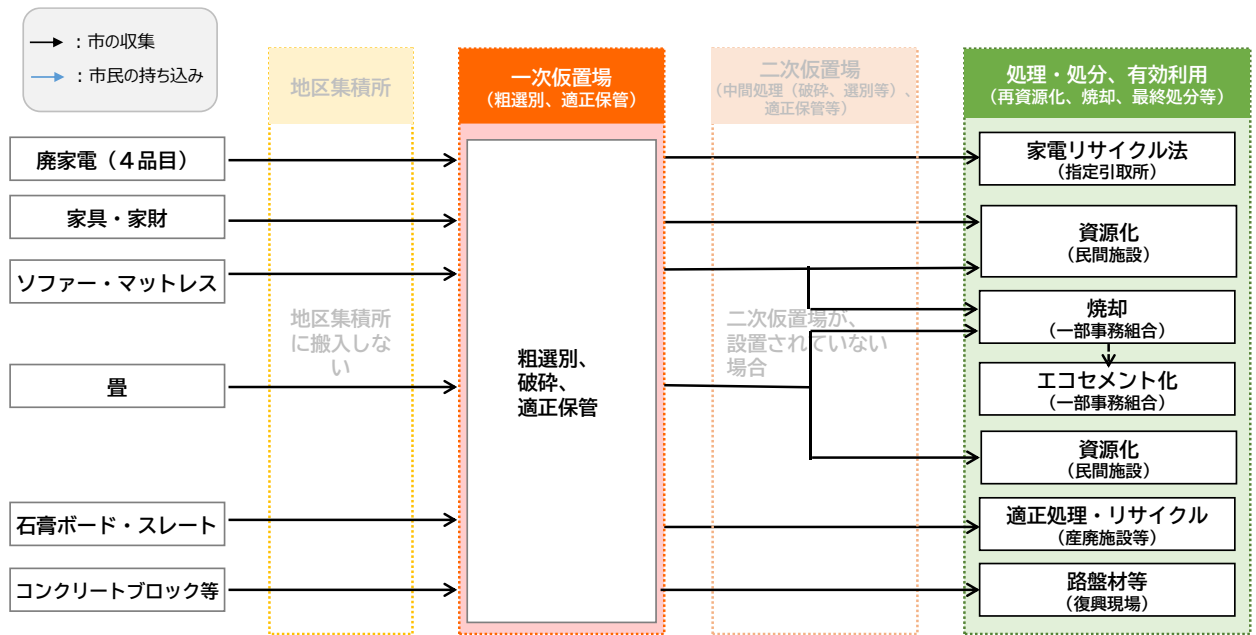


図 2-7 各廃棄物の収集フロー（緊急仮置場へ排出された片付けごみの戸別収集）

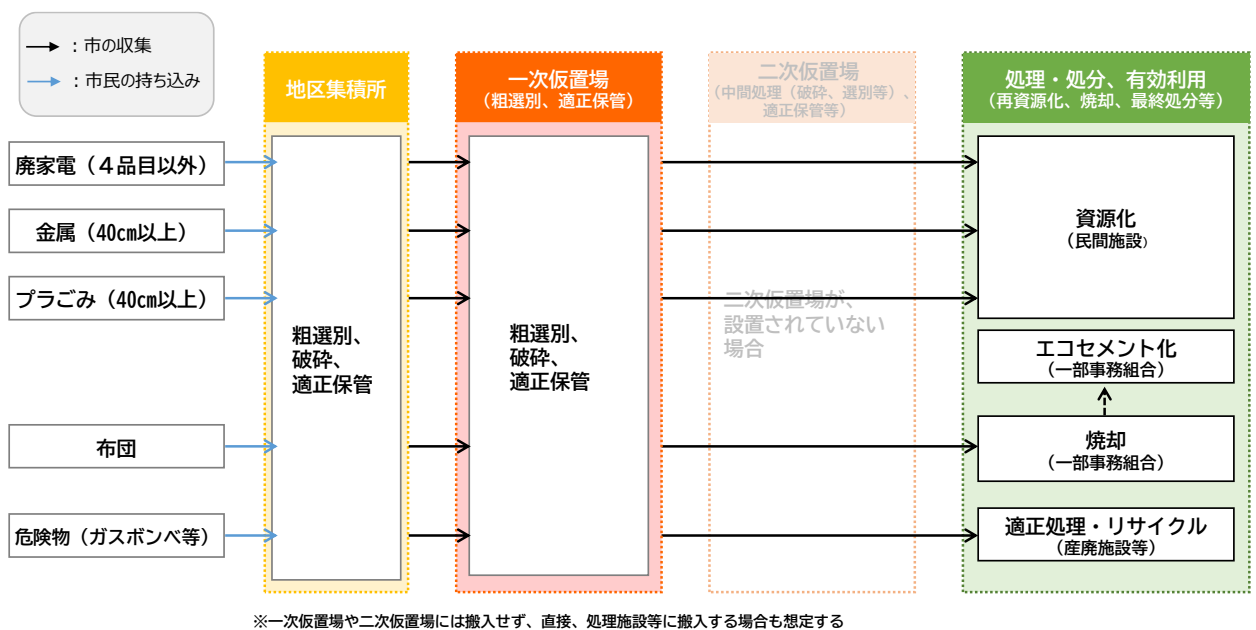


図 2-8 各廃棄物の収集フロー（地区集積所へ持ち込まれた片付けごみの収集）

第4節 一次仮置場等候補地の検討

本市における災害廃棄物の発生量は、最大で約 20 万トンと見込まれています。発災後早期に一次仮置場等を設置できるよう、平常時から市内の一次仮置場等候補地を検討します。小金井市地域防災計画では令和 5 年 3 月現在、中間処理場（貫井北町 1-8-25）及び空缶・古紙等処理場（中町 3-19-16）等を一次仮置場とすることを想定していますが、清掃関連施設整備事業の完了に伴い、小金井市野川クリーンセンター（東町 1-7-19）及びメタウォーターサステナブルパークこがねい（貫井北町 1-8-25）は災害廃棄物の一時保管場所である地区集積所として活用することとなります。これまでの大規模災害時の事例から、災害リスクを考慮し複数の一次仮置場設置が必要になることが考えられることから、自主防災組織等が市と協議して選定した地区集積所も含めて複数箇所を一次仮置場等候補地としてリスト化します。

なお、二次仮置場については、発災後の被災状況や処理状況等を踏まえ、東京都と協議の上、広域連携体制での設置も検討します。

発災時には、実際の建物被害棟数を把握した上で、災害廃棄物の発生量の推計方法に従い仮置場の必要面積を推計します。（仮置場の面積の計算方法については巻末資料 P16 参照）

第5節 職員への教育訓練

発災後に適正に災害廃棄物処理を実施するため、本計画が災害時に有効に活用されるよう記載内容を職員に周知します。

業務を担当する職員は、国や東京都が実施する研修や訓練へ積極的に参加し、災害対応力の向上を図ります。また、訓練等の参加によって得られた気づきや課題等を関係団体等にも情報共有することで、平常時から担当者間の連携強化を図ります。

表 2-3 主な研修・訓練

項目	対象	実施時期	実施内容
初任者研修	関係職員新任者	年度当初	<ul style="list-style-type: none">・本計画の内容周知・基礎的な知識の習得
国や東京都が実施する定期研修	ごみ対策課と関係部署	随時	<ul style="list-style-type: none">・本計画の点検、実効性の検証・他団体の事例確認・視察・その他
国や東京都が実施する情報伝達訓練	ごみ対策課と関係団体	随時	<ul style="list-style-type: none">・協定内容の再確認・各団体の状況確認・要請手順の確認
市民に向けた情報提供	ごみ対策課とごみゼロ化推進員、自治会等の市民	随時	<ul style="list-style-type: none">・災害時の廃棄物の排出に関する協力依頼事項の周知・地区集積所の管理方法の検討・協議・その他

第6節 本計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、関係する法令や指針、東京都災害廃棄物処理計画の見直し、研修や災害訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第 3 章 初動期（発災後約 1 か月まで）

第 1 節 発災～24 時間まで

1. 廃棄物処理に関する組織の設置

(1) 職員の安否確認、参集状況の確認

市職員・民間委託事業者等の安否確認を行います。集約した情報は速やかに市災害対策本部に報告します。

(2) 災害時の組織体制への移行

小金井市地域防災計画に定められている設置基準に基づき、災害対策本部が設置された場合、平常時に検討した庁内組織体制を基に、職員の参集状況に応じて役割分担を決定し、速やかに災害廃棄物処理体制に移行します。

★水害の場合は局所的な被害となる場合が多く、被害のない地域では平常時と同様の生活が営まれていることから、平常時の業務と災害廃棄物処理業務を同時並行で進めることが必要です。小規模な水害等の場合は、原則平常時の体制の延長で対応しますが、必要に応じて専門チームの構築を検討します。

2. 廃棄物処理に関する情報収集

災害廃棄物の処理方針を決定するため、国や東京都、災害対策本部等からの情報について、災害対策環境部清掃班において一元管理するとともに、関係部署と情報共有します。

また、これらの情報は、被災状況が明らかになるにつれて刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集、把握します。

(1) 市内の被害状況の把握

平常時の廃棄物収集・処理体制の維持が可能かを判断するため、収集・運搬車両や運搬ルート等の被災状況の確認に努めます。

また、被災道路や建物被害棟数等の情報を、災害対策本部や建物等の被害調査を行う担当課から情報収集・整理します。

(2)避難所の開設状況の把握

災害対策本部や避難所運営担当課等を通じて、避難所・福祉避難所等の開設状況を把握し、各避難所等のごみの排出状況や災害用トイレの排出状況等を確認します。また、緊急医療救護所・医療救護所の開設状況も併せて把握します。

(3)処理施設の被害状況の確認

平常時に廃棄物の処理を行っている施設等の被災状況及び復旧見通しを把握し、災害対策本部に報告します。

(4)収集・運搬車両等の被害状況の確認

廃棄物の収集・運搬体制を確保するため、市所有の収集・運搬車両の被災状況及び雇上業者（人員・車両）・市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者・資源物回収委託事業者の被災状況を把握し、収集・運搬車両等の被災状況を災害対策本部に報告します。

(5)東京都、国への情報共有

収集した建物被害棟数や収集・運搬車両、廃棄物処理施設等の被災状況等を集約し、東京都を通じて国へ報告します。被災状況の報告は継続的に行い、東京都、国との情報共有を図ります。

3. 災害時に発生する廃棄物の処理方針の決定

平常時に検討した災害時に発生する廃棄物の処理フローを基に、被災状況を鑑みた災害時に発生する廃棄物の処理方針を検討・決定します。

処理方針を検討する際は、災害廃棄物合同処理本部とも協議の上で処理方針を決定します。

4. 周知・広報

市民・災害ボランティアに対して、ごみ出しに係る情報（例：排出場所、排出可能期間、分別区分等）を速やかに伝達できるよう、様々な情報伝達方法等を検討し周知・広報を行います。情報は予定も含めて随時更新します。

市民・災害ボランティアは市が周知・広報する情報を随時確認し、その情報に基づいてごみを排出することが求められます。

表 3-1 情報伝達方法（例）

情報伝達方法	内容
デジタル媒体	市ホームページ、ごみ分別アプリ、こがねい安全・安心メール、Yahoo!防災速報、SNS（X等）
アナログ媒体	紙媒体：市報、自治会だより、パンフレット 掲示物：ポスター、広報掲示板、避難所掲示板
マスメディア	緊急速報メール、新聞（地方欄）、ケーブルテレビ、ラジオ
説明会、講座等	学校、事業所、自治会、管理組合等への出張講座
その他	防災行政無線（自動音声応答サービス）、広報車、ごみゼロ化推進員等を通じた広報等

(1)生活ごみに関する市民等への広報

大規模な災害が発生した場合、発災直後に生活ごみの収集を中止する旨の周知を行います。また、臨時的な分別区分に変更する場合は、排出方法等の情報提供を速やかに行います。

高層マンションでは、停電等によりエレベーターが停止した場合、上層階に居住する市民は集積所にごみを排出することが困難になることが予想されるため、市民同士で助け合って順番にごみ出しするようにするなど、協力を求めます。

(2)し尿に関する市民等への広報

下水道の機能に支障が生じている場合には、あらかじめ備蓄している携帯トイレ等を使用します。使用済携帯トイレ等の排出場所・排出方法等を周知します。使用済携帯トイレ等は、市からの排出に係る案内があるまでベランダなどに保管するように周知します。

下水道が被災している地域では、住宅のトイレが使用可能であっても住宅のトイレは使用せずに、下水道の復旧までは携帯トイレ等の使用のほか、避難所のマンホールトイレを利用するよう周知します。

(3)避難所ごみに関する市民等への広報

避難所におけるごみの排出場所・排出方法等について、避難所の管理担当を通じて周知します。

★大型台風等の接近に伴い避難所を開設する場合には、避難所が開設されたと同時にごみの排出場所・排出方法等を周知します。

(4)片付けごみに関する市民等への広報

生活ごみの収集体制の再構築を優先するため、発災から一定期間は片付けごみの排出を控えるように市民に周知を行います。なお、片付けごみの排出場所や分別方法等については、被災状況を踏まえ、速やかに周知することとします。

災害ボランティアは、被災家屋の後片付けを支援することが多いため、片付けごみが混合状態で排出されないよう、災害ボランティアセンターを通じて、災害ボランティアに対しても片付けごみの排出場所や分別方法等を周知します。

★特に水害時は、水が引いた直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、緊急仮置場等へのごみの排出・収集に係る情報を速やかに周知します。

1. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理の検討

(1) 避難所ごみの発生量、必要な仮設トイレの数量の概算

避難所避難者数に基づき、避難所ごみの発生量を推計します。（避難所ごみの発生量に関しては巻末資料 p.13 参照）

また、携帯トイレの発生見込量や必要な仮設トイレ数を概算します。（仮設トイレの必要基数の推計に関しては巻末資料 p.13 参照）

(2) 仮設トイレの設置検討

初動期は携帯トイレ等とマンホールトイレの活用を優先しますが、マンホールトイレが設置できない場合や、携帯トイレ及びマンホールトイレだけでは不足する場合は、避難所等に仮設トイレを設置することを設置・管理担当課に提案し、協議します。

仮設トイレが設置された場合は、設置場所や使用状況について設置・管理担当課と随時情報交換を行います。

(3) 収集・運搬体制の構築

収集・運搬等に係る協定事業者等の被災状況、推計した発生量を基に、収集・運搬体制を構築し、収集・運搬作業に係る計画を策定します。

避難所の開設状況や仮設トイレの設置状況に応じて収集・運搬体制を構築し、作業計画を作成します。

平常時の収集・運搬ルートが通行できない場合は、臨時のルートを検討します。

市所有及び雇上事業者の収集・運搬車両だけでは必要台数を確保できない場合は、東京都等へ支援要請を行います。

2. 災害廃棄物発生量の推計

発災後の建物被害棟数等のデータから災害廃棄物の発生量を推計します。（災害廃棄物の発生量に関しては巻末資料 p.9 参照）

災害廃棄物の発生量は、最新情報を用いて適宜見直しを行います。見直した結果は東京都に都度情報共有を行います。

3. 片付けごみの収集体制の構築

(1) 片付けごみの収集方法の検討

前述の処理方針に基づき、市民が排出する片付けごみの収集方法を決定します。また、市内道路の被災状況・復旧状況等を踏まえ、収集ルートを選定します。

★風水害時は、被害は限定的ながらも、災害が収まった直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、速やかに収集体制を構築します。処理に当たっては、一次仮置場等を設置しない場合は、小金井市野川クリーンセンター、メタウォーターサステナブルパークこがねいの敷地に搬入し、敷地内で分別を行います。

(2) 片付けごみの収集体制の構築

市所有及び雇上事業者、協定事業者の車両を確保し、地区集積所に持ち込まれた片付けごみ・戸別収集の対象である緊急仮置場に排出された片付けごみ両方に必要な収集体制を構築します。必要台数を確保できない場合には、東京都等へ支援要請を行います。

(3) 不法投棄対策

宅地や空き地、仮置場への不法投棄対策を行います。具体的には、警察等と連携した市内巡回パトロールや、可能な場合には敷地の出入口を封鎖するなど、不法投棄を未然に防ぐための対策を講じます。また便乗ごみ対策として、受付で搬入物をチェックし、ルールを逸脱したものに関しては、持ち帰ってもらうなどの対策を徹底します。

4. 地区集積所の開設・運営

(1) 地区集積所の確保

市民や災害ボランティア等が片付けごみを持ち込むことができるよう、できる限り生活圏に近い場所に候補地を選定し、災害対策本部と調整して最終決定します。候補地は、平常時に検討した候補地を基本とし、被災状況に応じて選定します。

(2)地区集積所の管理・運営体制の構築

地区集積所の管理に必要な人員は、庁内連携により確保します。

運営体制はごみゼロ化推進員の協力を受け構築することを前提としますが、人員体制が不足する場合は協定事業者等の協力を得て確保します。

(3)地区集積所の開設・運営

適切に人員・資機材を配置し、地区集積所を開設します。

地区集積所は、原則として市が管理するものとし、ごみゼロ化推進員の協力の下、適正に管理します。

地区集積所で問題が生じる（不法投棄の頻発、生活ごみと片付けごみの混在、通行障害）場合には、体制強化等の必要な対応を検討しますが、それでも問題が改善しない場合には、地区集積所の一時的な閉鎖等を検討します。

5. 災害廃棄物等の受入調整

(1)災害廃棄物等の受入れ協議

災害時に発生した廃棄物は、可能な限り資源化を行った上で、資源化できないものは平常時の処理先である廃棄物処理施設等で適正に処理を行います。平常時の処理先である廃棄物処理施設等では処理が困難な廃棄物は、民間事業者の協力を得て処理し、それでも不足する場合には、東京都外での広域処理等を検討します。

(2)処理困難物の対応検討

処理が困難な廃棄物については、被災地の生活環境の保全に支障を来さないよう処理を進める必要があります。

平常時の処理先である廃棄物処理施設等では処理できないものは、東京都内の民間事業者の協力を得て適正処理を推進します。

1. 収集・運搬の実施

(1)生活ごみ・避難所ごみ

前述のとおり、生活ごみ、避難所ごみの収集・運搬を行います。再開時は、生ごみを含む燃やすごみの収集・運搬を優先的に行います。

収集した燃やすごみは、原則として浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に搬入します。

(2)し尿及び使用済携帯トイレ等

前述のとおり、し尿の収集・運搬を行います。使用済携帯トイレ等は、燃やすごみとして収集する場合があります。ただし、避難所や高層マンション等では、膨大な使用済み携帯トイレ等の排出が見込まれるため、他の燃やすごみとは分けて、使用済携帯トイレ等のみを収集する体制を構築します。収集した使用済携帯トイレ等は、浅川清流環境組合と協議の上、搬入方法等を検討します。

仮設トイレ等が設置された場合は、し尿等の収集計画を検討し、協定事業者等の吸上車（バキューム車）により収集します。搬入先は原則として湖南衛生組合し尿処理施設としますが、被災状況等に応じ、東京都が管理する北多摩一号水再生センターや指定マンホールに投入します。

(3)片付けごみ

検討した収集方法に基づき片付けごみの収集を行います。

収集した片付けごみは、原則として一次仮置場に搬入します。ただし、民間施設を含めた平常時の処理先である廃棄物処理施設に搬入することが可能な場合（品目が限定的で混合状態となっていない場合など）、施設管理者と調整し、施設に直接搬入します。

2. 一次仮置場の開設・運営

(1)一次仮置場の確保

必要な面積を確保できるよう、あらかじめ選定した候補地リストから発災後の状況に応じて速やかに一次仮置場や地区集積所の候補地を選定し、災害対策本部等と協議して最終決定します。

一次仮置場は使用期間が1年以上に及ぶことが想定されるため、公有地や公園、遊休地、駐車場等の長期にわたって使用できる平坦な場所で、幹線沿いや幹線に近い場所で選定します。（仮置場選定の留意点については巻末資料 p.15 参照）

(2)一次仮置場の管理・運営体制の構築

一次仮置場の管理・運営は、必要資機材・重機等の確保・調達を含め、原則、民間事業者へ委託します。

ただし、開設直後から民間事業者の支援が得られるとは限らないことから、発災当初一定期間は市職員が管理・運営する場合があります。

(3)一次仮置場の開設・管理・運営

一次仮置場の開設後は、その管理・運営を民間事業者へ委ね、市はその状況を監理（監督）します。

3. 支援の要請、広域連携体制の判断

市が構築した体制では対応が困難と判断した場合に、広域連携体制に移行します。

(1)収集・運搬の支援要請

市の構築した収集・運搬体制では対応が困難と判断した場合、片付けごみの種類及び量等を踏まえ、支援が必要な収集・運搬車両の種類や台数を検討し、東京都に対して臨時車両の要請を行います。また、関東ブロック協議会で策定した「大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画」の枠組みの活用も検討します。

(2)広域処理の要請

災害廃棄物は、可能な限り平常時の処理先である廃棄物処理施設内での処理を原則としますが、処理の加速化のため、東京都とも連携し、広域処理の要請についても検討します。

第4節 発災1週間～1か月まで

1. 公費解体等の実施判断・準備

(1) 公費解体等の実施判断・準備

損壊した建物等の解体・撤去は、原則として建物等の所有者が実施します。ただし、倒壊のおそれがある建物等については、建物等の所有者と協議・調整の上、市の判断で撤去等を行う場合があります。

また、被災状況によっては公費解体や費用償還（自費解体）の実施について、東京都や国の助言等を参考に検討します。

東京都と調整し、公費解体を円滑に進めるため、発注方法等について協議します。（公費解体の事務処理手順の概略については巻末資料 p. 28 参照）

表 3-2 公費解体等の概要

制度	概要
公費解体	<ul style="list-style-type: none">● 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象として、原則的には全壊判定とされた家屋等を対象に市が解体・撤去を実施する事業。 （特定非常災害に指定された場合、被災者の生活の早期再建を促進するため、半壊判定の家屋等も含めて対象となる。）● 半壊が国の補助制度の対象とならない場合は、市が独自で解体・撤去を実施するか検討する。
費用償還 （自費解体）	<ul style="list-style-type: none">● 損壊家屋等の所有者が、自ら被災家屋を解体した場合にその費用を償還する制度。● 対象は基本的に公費解体と同様となる。損壊家屋等の解体・撤去費用以外の費用等は償還の対象外となる場合があることに留意が必要。

(2) 申請方法等の通知

公費解体等を実施する場合、制度に係る要綱・様式等を作成し、周知・広報を行います。

(3) 公費解体等の申請受付

公費解体等の申請受付に係る庁内体制を構築し、受付対応を行います。申請状況を踏まえ、必要に応じ、新たな職員配置や窓口業務の委託化等の体制強化に係る措置を講じます。

2. 災害廃棄物処理実行計画の策定（処理期間及び処理スケジュールの検討）

初動対応終了後、実際の被災状況に応じて、災害廃棄物の処理方法、処理体制等を定めた、「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定します。

実行計画の記載事項は、おおむね下記（表 3-3）のとおりです。処理スケジュールは、本計画の発災前後の業務の流れに基づき、実際の被害状況を踏まえて策定します。また、災害廃棄物の処理フローについても図 2-6 を参考に災害廃棄物の発生状況により策定します。

表 3-3 災害廃棄物処理実行計画の記載事項（例）

第1節 計画の基本的事項	第2節 処理計画
1. 実行計画策定の目的	1. 集積計画
2. 計画の位置付け	2. 運搬計画
3. 役割分担	3. 受入基準
4. 災害廃棄物処理に関する基本方針	4. 作業計画
5. 被災状況及び処理見込量	第3節 処理スケジュール
6. 分別及び処理方法	第4節 計画の見直し
7. 処理期間	第5節 処理フロー

3. 補正予算編成及び補助金導入の検討

災害廃棄物の処理費用を算定し、場合により補正予算を編成します。また、災害廃棄物の処理費用や被災家屋の解体費等の補助金確保に向けて備えることとします。

第4章 応急対策期～災害復旧・復興期

第1節 災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興段階では、被害の詳細が明らかになることから、それに応じて実行計画の見直しを行います。

1. 災害廃棄物の発生量、処理可能量の見直し

被害状況に応じて災害廃棄物の発生量を見直します。また、各処理施設の復旧見込み時期や稼働状況を踏まえ処理可能量を見直します。

2. 処理スケジュール・処理フローの見直し

災害廃棄物の発生量等を見直しとともに、処理スケジュールや処理フローを見直します。

3. 組織体制、協力体制の見直し

組織体制を本格的な災害廃棄物処理体制に移行させます。また、国・東京都・関係機関等との協力関係も本格的な体制に移行させます。特に被害が甚大な場合は、近隣市と協力して災害廃棄物処理を行うとともに、東京都へ事務委託することを検討します。

復旧・復興期には、災害廃棄物の処理状況に応じて、徐々に平常時の組織体制に移行させます。

4. 一次仮置場等の見直し、閉鎖・返還方法の検討

災害廃棄物の処理効率を上げるため、できる限り一次仮置場等の開設箇所を集約するよう努めます。

復旧・復興期には早期の仮置場の閉鎖を目指します。そのため、原状回復方法や返還時期等を検討します。

第2節 被災家屋の解体撤去

損壊家屋の撤去等に当たっては、安全確保に努めるとともに、石綿等を始めとした有害物の飛散防止策を徹底します。

解体ごみは、可能な限り分別した状態で一次仮置場に搬入します。ただし、状況によっては、解体・撤去現場から直接二次仮置場や処理施設に搬入することも検討します。



出典：首相官邸震災復興サイト

第3節 国庫補助金業務

国庫補助には、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧費の二つがあります。平常時において補助対象の範囲を十分に把握した上で、「災害関係業務事務処理マニュアル」（令和5年12月改訂 環境省）を参考とし、実際の災害に備えます。

第4節 災害廃棄物処理の進捗管理

災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理の進捗管理を随時行っていきます。

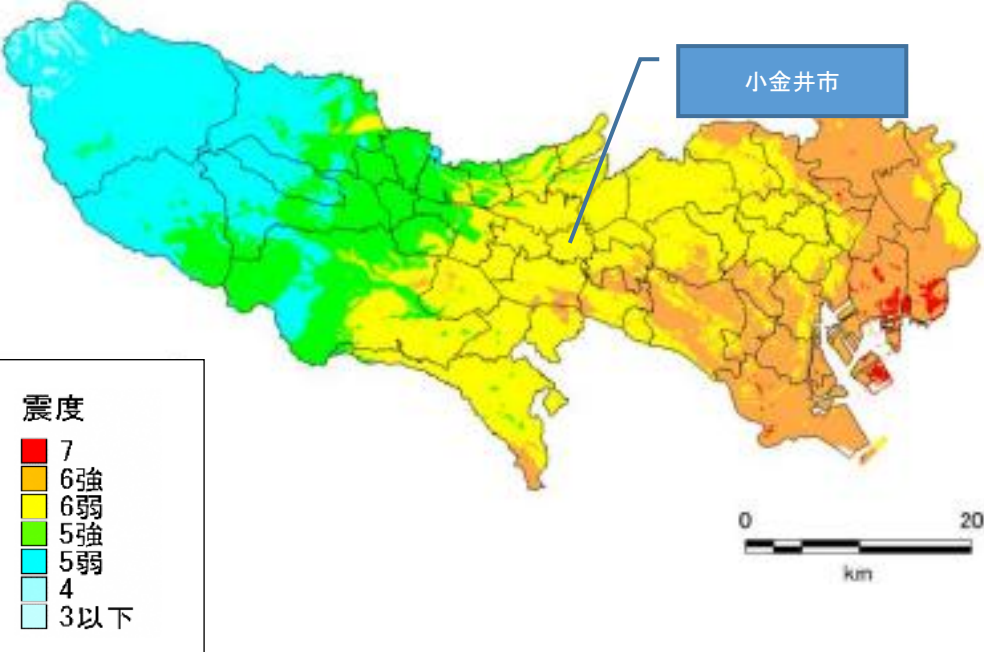
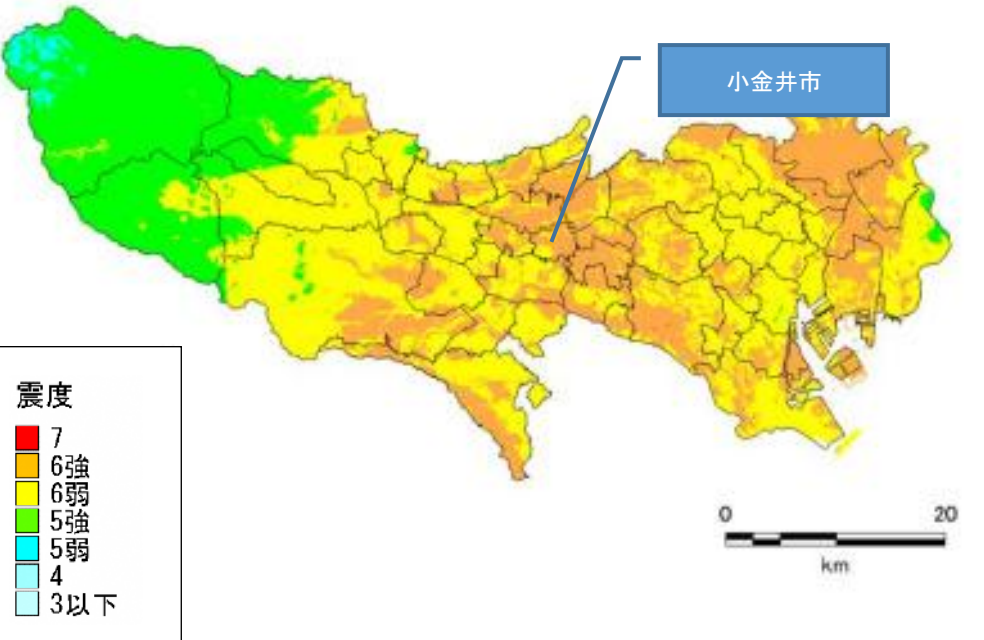
<巻末資料>

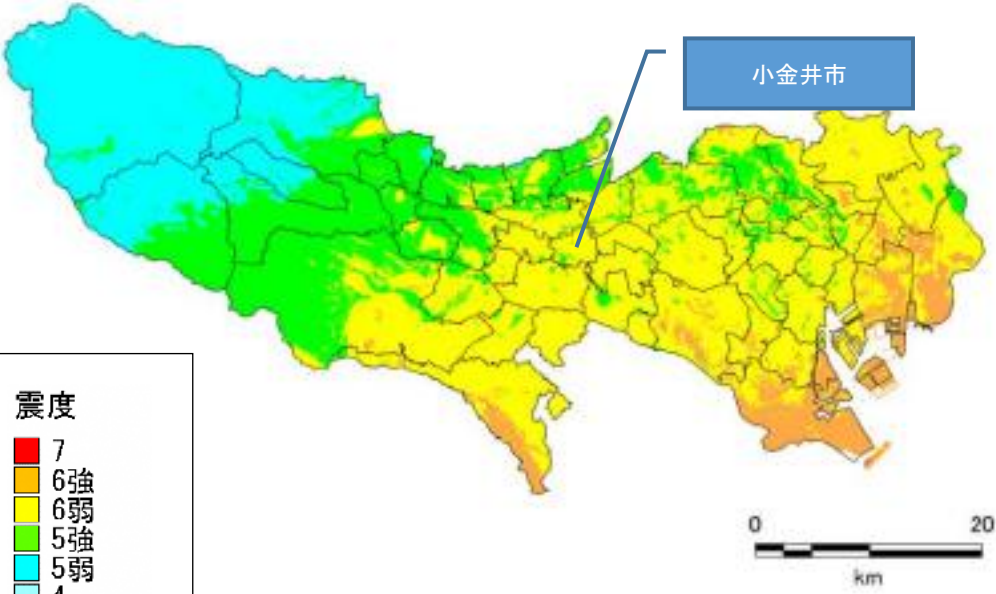
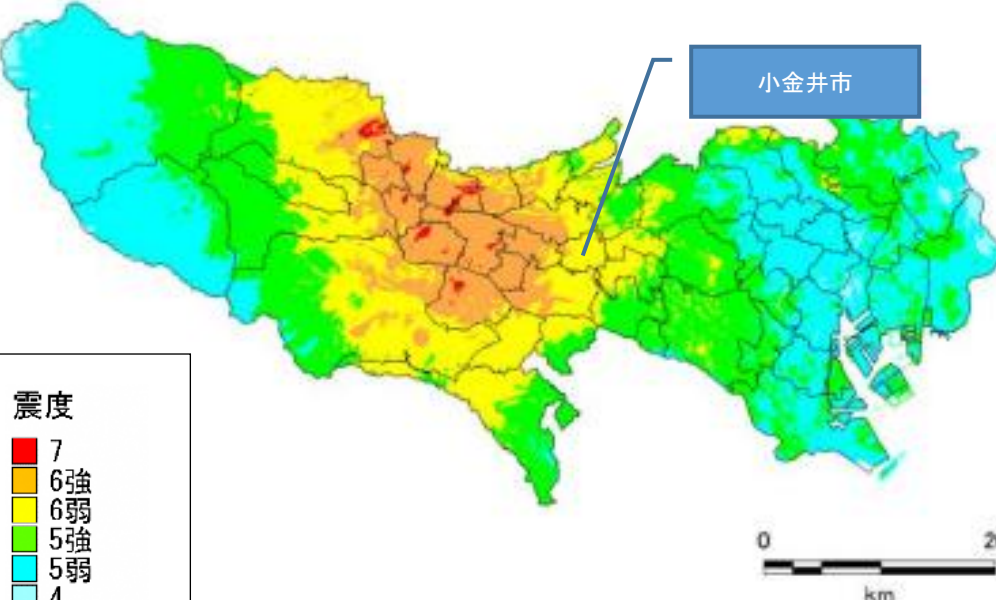
1. 想定災害、発生する廃棄物等	1
1) 想定災害と発生する廃棄物の性状	1
2) 廃棄物の性状（災害の種類別）	5
3) 廃棄物の性状（災害廃棄物）	6
4) 地震災害に関する被災状況	8
2. 災害廃棄物等発生量及びし尿収集必要量、仮設トイレ必要基数等の推計	9
1) 被災家屋からの災害廃棄物発生量	9
2) 避難所ごみ発生量	13
3) し尿収集必要量、仮設トイレ必要基数	13
3. 仮置場	15
1) 仮置場選定の留意点	15
2) 仮置場運営の留意点	15
3) 仮置場の面積	16
4) 仮置場の設置例	16
5) 仮置場の選定から供用開始、返還までの流れ	17
6) 仮置場のレイアウト	18
7) 仮置場の環境モニタリングにおける留意点	19
4. 組織体制の構築	20
1) 災害対策本部の組織体制（例）	20
2) 清掃班の主な業務内容	21
5. 広域連携体制	22
1) 本市から都への事務委託スキーム	22
2) 広域連携体制（案）	23
3) 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の災害時の支援の仕組み ..	24
4) 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の災害活用の流れ	25
6. 災害用トイレの種類	26
7. 生活ごみ、避難所ごみの分別の留意点	27
1) 生活ごみの収集に関する留意点	27
2) 避難所ごみの分別例及び留意点	27
8. 被災家屋の解体撤去	28
1) 公費解体の事務処理手順の概略	28
2) 費用償還（自費解体）の事務処理手順の概略	29
3) 被災家屋の解体の主な留意点	30
4) 石綿含有建材が含まれる家屋の確認	30
9. 災害時の廃棄物対応に活用することが想定される協定一覧	31
10. 計画策定過程	32

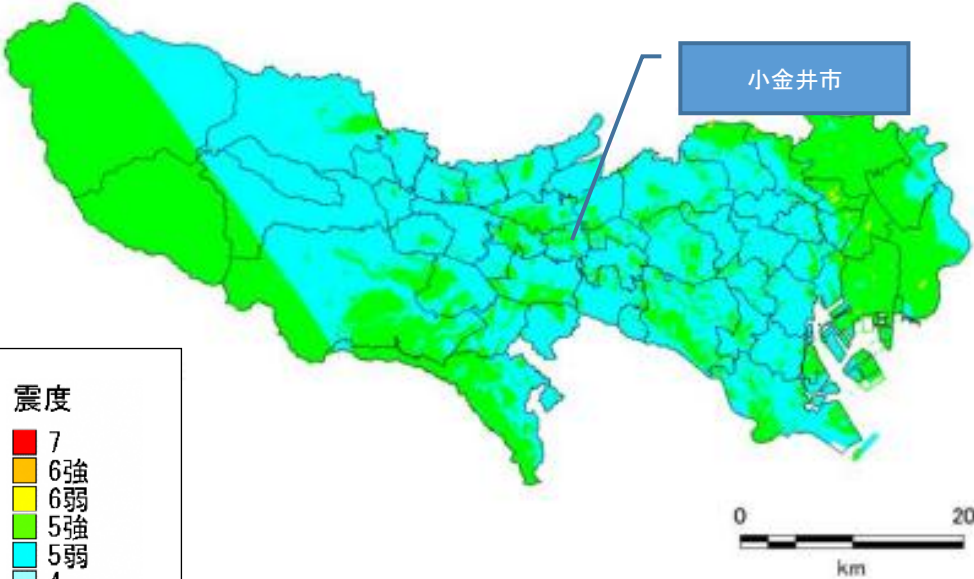
1) 小金井市廃棄物減量等推進審議会	32
2) パブリックコメント概要	34
1 1. 用語集	36

1. 想定災害、発生する廃棄物等

1) 想定災害と発生する廃棄物の性状

区分	内容
地震 災害	<p>・都心南部直下地震（M7.3、最大震度7）による家屋の倒壊・火災</p> 
	<p>・多摩東部直下地震（M7.3、最大震度6強）による家屋の倒壊・火災</p> 

区分	内容
地震 災害	<p data-bbox="323 248 997 282">・大正関東地震（M8、最大6強）による家屋の倒壊・火災</p>  <div data-bbox="304 689 523 1010"> <p>震度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 7 ■ 6強 ■ 6弱 ■ 5強 ■ 5弱 ■ 4 ■ 3以下 </div>
	<p data-bbox="323 1106 997 1140">・立川断層帯地震(M7.4、最大7)による家屋の倒壊・火災</p>  <div data-bbox="304 1570 523 1890"> <p>震度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 7 ■ 6強 ■ 6弱 ■ 5強 ■ 5弱 ■ 4 ■ 3以下 </div>

区分	内容
地震災害	<p>・南海トラフ巨大地震(M9、最大5強)による家屋の倒壊・火災</p>  <p>震度</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下 <p>0 20 km</p>
	東京都内で想定される大規模な地震災害等。
風水害・土砂災害	特別警報基準に達するような災害規模の台風・竜巻による被害や豪雨被害、河川氾濫、土砂災害等。(浸水範囲は主に次ページの小金井市防災マップを参照)
火山災害	富士山等の噴火による降下ばいじんによる被害。富士山の噴火により本市でも2~10cm程度の降下ばいじんが積もると想定されている。

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表、東京都防災会議）

2) 廃棄物の性状（災害の種類別）

災害の種類	内容	写真
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・片付けごみや損壊した家屋の撤去（必要に応じて解体）に伴う廃棄物が主となる。 ・比較的性状がきれいな廃棄物が排出される。 ・住民に対する広報や分別指導によって排出をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。 	
風水害 (河川氾濫等)	<ul style="list-style-type: none"> ・含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。 ・住民に対する広報や分別指導によってコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。 ・水分を含んだ畳、動かなくなった家電や自動車等が排出される。 ・洪水・土砂によりなぎ倒された根っこが着いたままの樹木等が発生する。 	
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな種類の廃棄物がミンチ状に混ざった混合廃棄物が多く発生する。 ・倒木被害等による生木（抜根木も含む）の割合が多い。 	
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> ・火山・有毒ガスにより腐食した自動車や家電等が排出される。 ・灰にまみれた廃棄物等が排出される。 ・岩石等による破損したものが排出される。 ・噴火活動終息まで処理着手困難。 	

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

3) 廃棄物の性状（災害廃棄物）

廃棄物の種類・品目	概要・特徴	写真
可燃物/ 可燃系混合物	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維類、紙、木くず・木材、プラスチック等が混在した可燃系の廃棄物。 ・可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し、火災発生のおそれがある。 	
木くず/木材	<ul style="list-style-type: none"> ・柱・梁・壁材。 ・リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要。 ・火災防止措置を検討する必要がある。 	
畳/布団	<ul style="list-style-type: none"> ・被災家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったもの。 ・腐敗・発酵が進むと悪臭を発するほか、内部の温度が上昇し、火災発生のおそれがある。 	
不燃物/ 不燃系混合物	<ul style="list-style-type: none"> ・分別することができない細かなコンクリートやガラス、屋根瓦などが混在する不燃系の廃棄物。 	
コンクリート がら等	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等。 ・リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破碎等が必要。 	
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨や鉄筋、アルミ材等。 ・スチール家具等が含まれる。 	

廃棄物の種類・品目	概要・特徴	写真
廃家電等	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法の対象製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）や小型家電等で、災害により使用できなくなったもの。 	
有害廃棄物/危険物	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類・農薬類等の有害廃棄物、太陽光パネル・蓄電池・消火器・ボンベ類などの危険物等。 	
廃自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車。 	
その他、処理が困難な廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）、石膏ボード、塩ビ管等。 	

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

4) 地震災害に関する被災状況

地震災害に関する被災状況を以下に示します。本計画で対象とするのは、4つの地震災害のうち最大の被害（最大の災害廃棄物量）が生じる多摩東部直下地震とします。

詳細は「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日 東京都防災会議）」を参考とします。

小金井市災害被害予想		単位	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震		
ゆれ・液状化、急傾斜地崩壊による建物被害	原因別建物全壊棟数	ゆれ	棟	211	444	60	172	
		液状化	棟	1	1	1	1	
		急傾斜地崩壊	棟	0	0	0	0	
	原因別建物半壊棟数	計	棟	212	445	61	173	
		ゆれ	棟	1,360	1,556	611	1,184	
		液状化	棟	7	10	10	5	
火災延焼による建物被害	焼失棟数（風速8m/s）	急傾斜地崩壊	棟	1	1	1	1	
		計	棟	1,368	1,567	622	1,190	
		夕方	棟	551	1,565	393	760	
	焼失棟数（風速4m/s）	昼	棟	299	632	230	294	
		早朝	棟	228	537	176	228	
		夕方	棟	548	1,556	391	757	
災害廃棄物量	冬・夕方（風速8m/s）	昼	棟	297	628	229	293	
		早朝	棟	226	534	175	227	
		被害建物床面積	万m ²	29	46	14	28	
	冬・昼（風速8m/s）	重量	万トン	14	20	7	13	
		体積	万m ³	22	32	10	20	
		被害建物床面積	万m ²	26	36	12	23	
	冬・早朝（風速8m/s）	重量	万トン	14	18	6	12	
		体積	万m ³	21	28	9	18	
		被害建物床面積	万m ²	25	35	12	22	
	冬・夕方（風速4m/s）	重量	万トン	14	18	6	12	
		体積	万m ³	20	27	9	18	
		被害建物床面積	万m ²	29	46	14	28	
	冬・昼（風速4m/s）	重量	万トン	14	20	7	13	
		体積	万m ³	22	32	10	20	
		被害建物床面積	万m ²	26	36	12	23	
	冬・早朝（風速4m/s）	重量	万トン	14	18	6	12	
		体積	万m ³	21	28	9	18	
		被害建物床面積	万m ²	25	35	12	22	
	上下水道被害	重量	万トン	14	18	6	12	
		体積	万m ³	20	27	9	18	
	避難者・帰宅困難者数	上水道断水率		-	12.5	21.1	7	10.3
		下水道管きよ被害率		-	2.4	4.6	2.4	2.5
		冬・夕方（風速8m/s）	避難人口	人	11,117	21,091	6,265	10,682
			帰宅困難者数	人	19,806	19,806	19,806	19,806
都内滞留者数			人	107,142	107,142	107,142	107,142	
冬・昼（風速8m/s）		避難人口	人	10,075	17,398	5,577	8,743	
		帰宅困難者数	人	19,806	19,806	19,806	19,806	
		都内滞留者数	人	107,142	107,142	107,142	107,142	
冬・早朝（風速8m/s）		避難人口	人	9,780	17,011	5,349	8,467	
		帰宅困難者数	人	-	-	-	-	
		都内滞留者数	人	-	-	-	-	
冬・夕方（風速4m/s）		避難人口	人	11,104	21,056	6,256	10,670	
		帰宅困難者数	人	19,806	19,806	19,806	19,806	
		都内滞留者数	人	107,142	107,142	107,142	107,142	
冬・昼（風速4m/s）		避難人口	人	10,068	17,375	5,572	8,737	
		帰宅困難者数	人	19,806	19,806	19,806	19,806	
		都内滞留者数	人	107,142	107,142	107,142	107,142	
冬・早朝（風速4m/s）		避難人口	人	9,775	17,000	5,345	8,462	
		帰宅困難者数	人	-	-	-	-	
		都内滞留者数	人	-	-	-	-	

2. 災害廃棄物等発生量及びし尿収集必要量、仮設トイレ必要基数等の推計

1) 被災家屋からの災害廃棄物発生量

ア 本処理計画における推計

<災害廃棄物発生量の推計式>

$$\begin{aligned}
 \text{災害廃棄物発生量 (t)} = & (\text{木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数}/2) \times (\text{1棟あたり床面積}) \times \\
 & (\text{木造床面積あたり瓦礫重量}) \\
 & + (\text{非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数}/2) \times (\text{1棟あたり床面積}) \times \\
 & (\text{非木造床面積あたり瓦礫重量}) \\
 & + (\text{焼失棟数}) \times (\text{1棟あたり床面積}) \times (\text{焼失面積あたり瓦礫重量}) \\
 & + (\text{津波による全壊棟数} + \text{津波による半壊棟数}/2) \times \\
 & (\text{津波損失棟数あたり瓦礫重量})
 \end{aligned}$$

参考：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月 東京都防災会議）

【推計条件】

建物区分	被害区分	被害棟数(棟)*	1棟あたり床面積(m ²)	床面積あたり瓦礫重量(t/m ²)
木造	全壊	353	106.96	0.6
	半壊	1,263		
	焼失	1,535		
非木造	全壊	92	403.55	1.0
	半壊	304		

参考：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月 東京都防災会議）

※：小数点以下は四捨五入

【組成割合】

種類	木造 (%)	非木造 (%)	焼失 (%)
コンクリートがら等	50.4	94.1	54.4
木くず	24.3	0.7	2.3
金属くず	2.5	3.1	4.1
可燃物	2.4	1.1	0.3
不燃物	20.4	1.0	38.9

出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）

【推計結果】

木造建物解体に伴い発生する災害廃棄物量		非木造建物解体に伴い発生する災害廃棄物量		火災焼失に伴い発生する災害廃棄物量	
63,180	トン	98,494	トン	37,764	トン
合計				199,438	トン

【推計結果（組成別）】

種類	木造（t）	非木造（t）	焼失（t）	合計（t）
コンクリートがら等	31,843	92,683	20,544	145,069
木くず	15,353	689	869	16,911
金属くず	1,580	3,053	1,548	6,181
可燃物	1,516	1,083	113	2,713
不燃物	12,889	985	14,690	28,564
合計	63,180	98,494	37,764	199,438

※端数処理のため合計があわない場合もある。

イ 発災時における推計

令和5年4月に、国から新たな災害廃棄物発生量の推計式が示されたため、発災時には、以下の推計式を用いて災害廃棄物発生量の推計を行います。

【推定式の種類とその適用範囲】

種類	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
災害廃棄物全体量	推定式①			
片付けごみ発生量	推定式②			

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法から一部抜粋及び改変

<①災害廃棄物全体量の推計式>

$$Y = Y1 + Y2$$

Y : 災害廃棄物全体量 (t)

Y1 : 建物解体に伴い発生する災害廃棄物量 (t)

Y2^{※1} : 建物解体以外に発生する災害廃棄物量 (t)

※1 Y2については、状況に応じて、推計式2を活用することを検討する。

$$Y1 = (X1 + X2) \times a \times b1 + (X3 + X4) \times a \times b2$$

被災棟数 (棟) X1、X2、X3、X4

添え字 1 : 住家全壊、2 : 非住家全壊、3 : 住家半壊、4 : 非住家半壊

a : 災害廃棄物発生原単位 (t/棟)

$$a = A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2$$

A1^{※2} : 木造床面積 (㎡/棟)、A2^{※2} : 非木造床面積 (㎡/棟)

※2 発災時は最新の「東京都統計年鑑」を基に算出することとする。

a1 : 木造建物発生原単位 : 0.5 (t/㎡)

木造 (焼失) 建物発生原単位^{※3} : 0.3 (t/㎡)

a2 : 非木造建物発生原単位 : 1.2 (t/㎡)

非木造 (焼失) 建物発生原単位^{※3} : 1.0 (t/㎡)

※3 火災焼失に伴う災害廃棄物発生量を推計する際には、火災焼失に伴う建物の減量率を掛け合わせた発生原単位を用いて算出することとする。

r1 : 解体棟数の構造内訳 (木造) (—)

r2 : 解体棟数の構造内訳 (非木造) (—)

倒壊棟数の木造・非木造比率 木造 : 87.1%、非木造 : 12.9%

b1 : 全壊建物解体率^{※4} (—)

地震 (揺れ) : 0.75 (1)、地震 (津波) : 1.00、水害及び土砂災害 : 0.5

※4 対象が焼失した建物の場合、全壊建物解体率を1に設定する等実態に併せて全壊建物解体率を修正することとする。

b2：半壊建物解体率^{※5}（一）

地震（揺れ）：0.25、地震（津波）：0.25、水害及び土砂災害：0.1

※5 市が半壊建物の解体ごみを処理しない場合は、半壊建物解体率をゼロに設定する等実態に併せて半壊建物解体率を修正することとする。

$$Y2 = (X1 + X2) \times CP$$

CP：片付けごみおよび公物等量発生原単位（t/棟）

地震（揺れ）：53.5、地震（津波）：82.5、水害：30.3、土砂災害：164

参考：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）

<②片付けごみ発生量の推計式>

【地震】

$$C = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5) \times c$$

【水害】

$$C = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5 + X6 + X7) \times c$$

C：片付けごみ発生量（t）

被災棟数（棟） X1、X2、X3、X4、X5、X6、X7

添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊、
5：住家一部破損、6：床上浸水、7：床下浸水

c：片付けごみ発生原単位（t/棟）

地震（揺れ）および地震（津波）：2.5、水害および土砂災害：1.7

参考：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）

2) 避難所ごみ発生量

<避難所ごみ発生量の推計方法>

$$\text{避難所ごみ発生量} = \text{避難者数}^{\ast 1} (\text{人}) \times \text{避難者 1 人 1 日あたりの排出量}^{\ast 2} (\text{g/人} \cdot \text{日})$$

参考：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-3】避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法から一部抜粋および改変

【推計条件】

項目	採用値	根拠
避難者数 (避難所生活者数)	21,091 人	小金井市地域防災計画(令和4年度)
避難者 1 人 1 日あたりの 排出量	533.30 g/人・日	一般廃棄物処理実態調査(令和4年度) における生活系ごみ搬入量の「収集 量」と「直接搬入量」の合計 ※合計値 =粗大ごみ以外の収集量(25,148- 906)+直接搬入量(0) =24.242(t) ※発生源単位 =24.242t÷124,539人÷365日× 1,000,000 =533.30g/人・日

【推計結果】

避難所ごみ発生量	
11.2	トン/日

3) し尿収集必要量、仮設トイレ必要基数

<し尿収集必要量の推計方法>

$$\begin{aligned} \text{し尿収集必要量} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times \text{1 日 1 人平均排出量} \\ \text{災害時におけるし尿収集必要人数} &= \text{避難者数} + \text{断水による仮設トイレ必要人数} \\ \text{断水による仮設トイレ必要人数} &= (\text{総人口} - \text{避難者数}) \times \text{上水道支障率} \times 1/2 \end{aligned}$$

参考：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-3】避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法から一部抜粋および改変

<仮設トイレ必要基数の推計方法>

$$\begin{aligned} \text{仮設トイレ必要基数} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} / \text{仮設トイレ設置目安} \\ \text{仮設トイレ設置目安} &= \text{仮設トイレの容量} / \text{し尿の 1 人 1 日平均排出量} / \text{収集計画} \end{aligned}$$

参考：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-3】避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法から一部抜粋および改変

【推計条件】

項目	採用値	根拠
避難者数 (避難所生活者数)	21,091 人	小金井市地域防災計画(令和4年度)
総人口	124,539 人	小金井市地域防災計画(令和4年度)
断水率	21.1 %	小金井市地域防災計画(令和4年度)
避難者1人1日あたりの 排出量	1.7 L/人・日	「災害廃棄物対策指針_技術資料 14-3」(環 境省、平成30年度)
し尿の収集計画	3 日毎	
仮設トイレ平均的容量	400 L/基	

【推計結果】

し尿収集必要量		仮設トイレ必要設置数	
54.4	kL/日	408	基

この推計された結果は、小金井市地域防災計画で避難者数の最大数が想定される初動期に、仮設トイレが必要になる想定人数全員（避難者に加え、自宅のトイレが使用できない住民を含む被災者数）に対し必要となる仮設トイレ数を示したものです。なお、初動期には、携帯トイレとマンホールトイレの使用を優先します。マンホールトイレ等だけでは必要数が不足する場合に、上記の推計式を用いて仮設トイレの追加設置を設置・管理担当課と協議します。

詳細は「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月 内閣府)」を参考とします。



出典：環境省ホームページ

3. 仮置場

1) 仮置場選定の留意点

留意点	・ 仮置場候補地は、避難所など仮置場以外の用途に使用される可能性があるため、災害対策本部と調整して選定しする。
	・ 重機による選別作業、簡易破砕機の導入等を考慮し、できる限り広い面積を確保する。
	・ 災害廃棄物の主たる発生地への予測が困難なため、できる限り分散させるように複数個所を選定する。ただし、面積の狭い小規模な候補地を多数選定すると管理が困難になる恐れがある。
	・ 大型車両の搬出入があるため、周辺に一定の幅（4m（片側車線）ないし 6m（対面通行）以上）の道路が必要であり、できる限りコンクリートまたはアスファルト敷の場所を選定する。
	・ 長期間利用できる場所を優先して選定する。
	・ 公有地だけでは足りない場合は、民有地を利用することも検討する。
	・ 周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域はできるだけ避ける。
	・ 土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。
	・ 水害による災害廃棄物は、汚水を発生する恐れがあることから水源に留意し、近接する場所は避ける。
・ 仮置場の運営・管理に必要な消火用水、電源等が確保できる場所を優先して選定する。	

2) 仮置場運営の留意点

留意点	・ 人員の確保に時間を有することが多いため、あらかじめ庁内で応援体制を構築する。
	・ 仮置場への搬出入に際しては、可能な限り収集車両専用路を確保する。
	・ 住民が仮置場へ廃棄物を搬入する際は、小金井市民であることを確認できる証明を可能な限り提示してもらう。
	・ 仮置場の場内ルートを整備し、誘導員の配置や案内を掲示するなどにより、搬入車両の円滑な動きを誘導する。
	・ 仮置場には、災害廃棄物の受入れ、搬入物の監視、指導、保管、管理等を行うために監視員を配置する。
	・ 搬入された災害廃棄物の計量、処理、分別保管、移動・運搬等を行うため、必要な資機材を投入する。
	・ 仮置場では、日報を作成し、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、搬出量等を記録する。
	・ 夜間の不法投棄等を避けるため、夜間における出入口の施錠や監視カメラを設置する。
	・ 仮置場周辺の環境を保全するため、臭気や騒音・振動等の項目に対し環境モニタリングを行う。特に、有害物質や危険物等が混在する災害廃棄物の仮置場では、周辺環境だけでなく、作業員や近隣住民の健康への影響、労働災害の予防措置のための環境モニタリングを実施し、周辺環境への影響等が大きいと考えられる場合は、さらなる対策を講じて影響を最小限に抑える。また、返却時には土壌汚染対策を行い原状回復させる。
	・ 未舗装の仮置場には砕石や鉄板設置、仮舗装等により車両・重機の通行確保や汚水の浸透を防止する。
・ 有害物や油の漏洩する廃棄物を仮置きする場合はシートを敷設する必要がある、さらに災害廃棄物をシートで覆うことも必要である。	

3) 仮置場の面積

発災時は、災害廃棄物対策指針技術資料【技 18-2】で示された必要面積の算定方法のうち、処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法に基づき一次仮置場の必要面積を算定します。

<仮置場面積の推計方法>

$$\begin{aligned} & \text{仮置場必要面積 (m}^2\text{)} \\ & = \text{仮置量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合}) \\ & \text{仮置量 (t)} \\ & = \text{災害廃棄物の発生量} - \text{処理量} \\ & \text{処理量 (t)} \\ & = \text{災害廃棄物の発生量} \div \text{処理期間} \times \text{搬入期間} \\ & \cdot \text{見かけ比重：可燃物 } 0.4(\text{t/m}^3)\text{、不燃物 } 1.1(\text{t/m}^3) \\ & \cdot \text{実質処理期間：3年} \\ & \cdot \text{積み上げ高さ：5 m以下が望ましい。} \\ & \cdot \text{作業スペース割合：100\%} \end{aligned}$$

参考：災害廃棄物対策指針技術資料【技 18-2】仮置場の必要面積の算定方法から一部抜粋及び改変
(平成 31 年 4 月 環境省)

4) 仮置場の設置例

仮置場では、災害廃棄物をできるだけ分別して集積します。分別の徹底は、処理期間の短縮、最終処分量や処理費用の削減に繋がることから、作業員を配置し分別案内・指導等を行います。



出典：災害廃棄物初動対応の要点：生活ごみと仮置場を中心に(国立環境研究所 平成 30 年 7 月)

図 2 仮置場の設置例

5) 仮置場の選定から供用開始、返還までの流れ

仮置場の選定から供用開始、返還までの流れを以下のとおりとします。

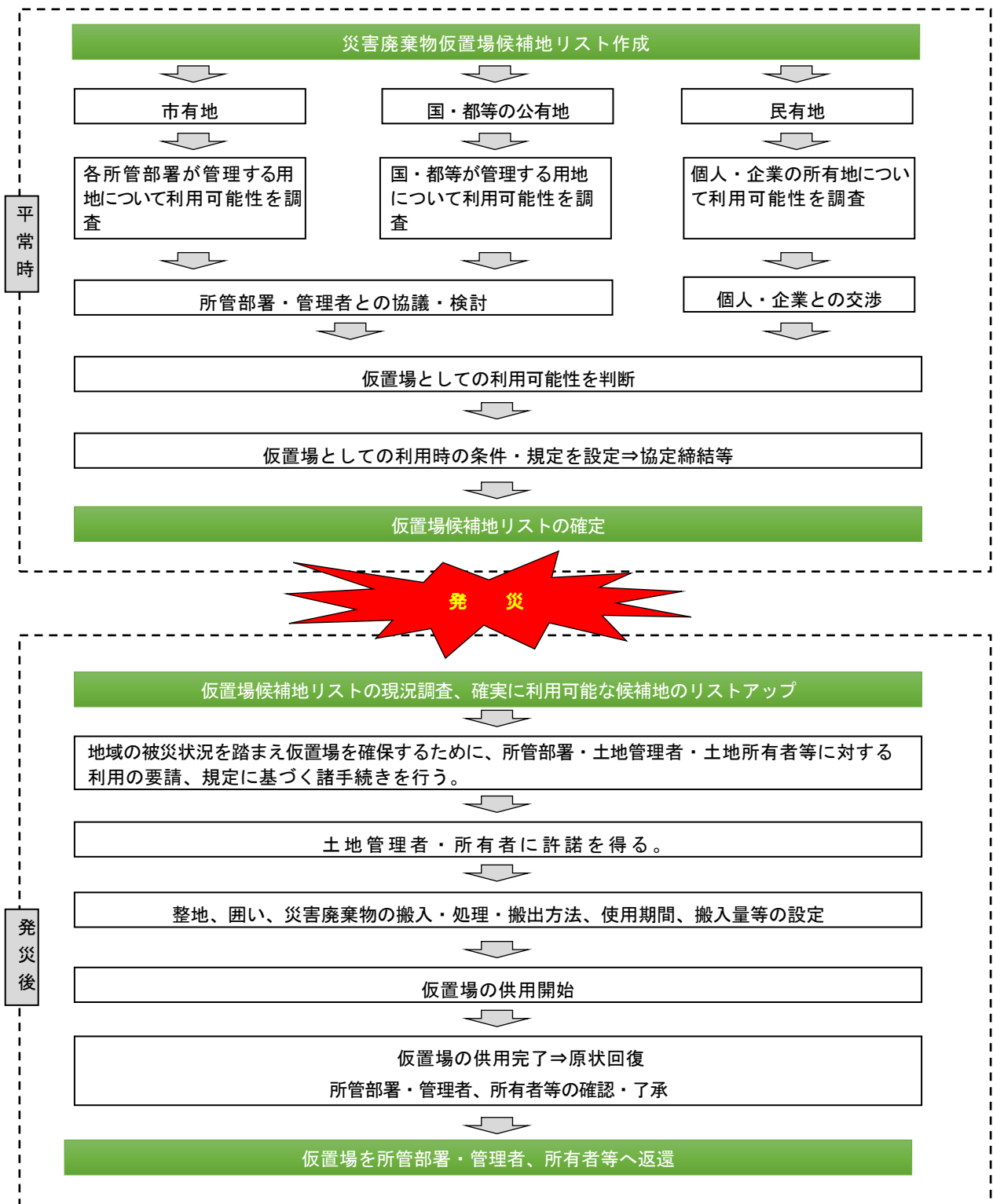
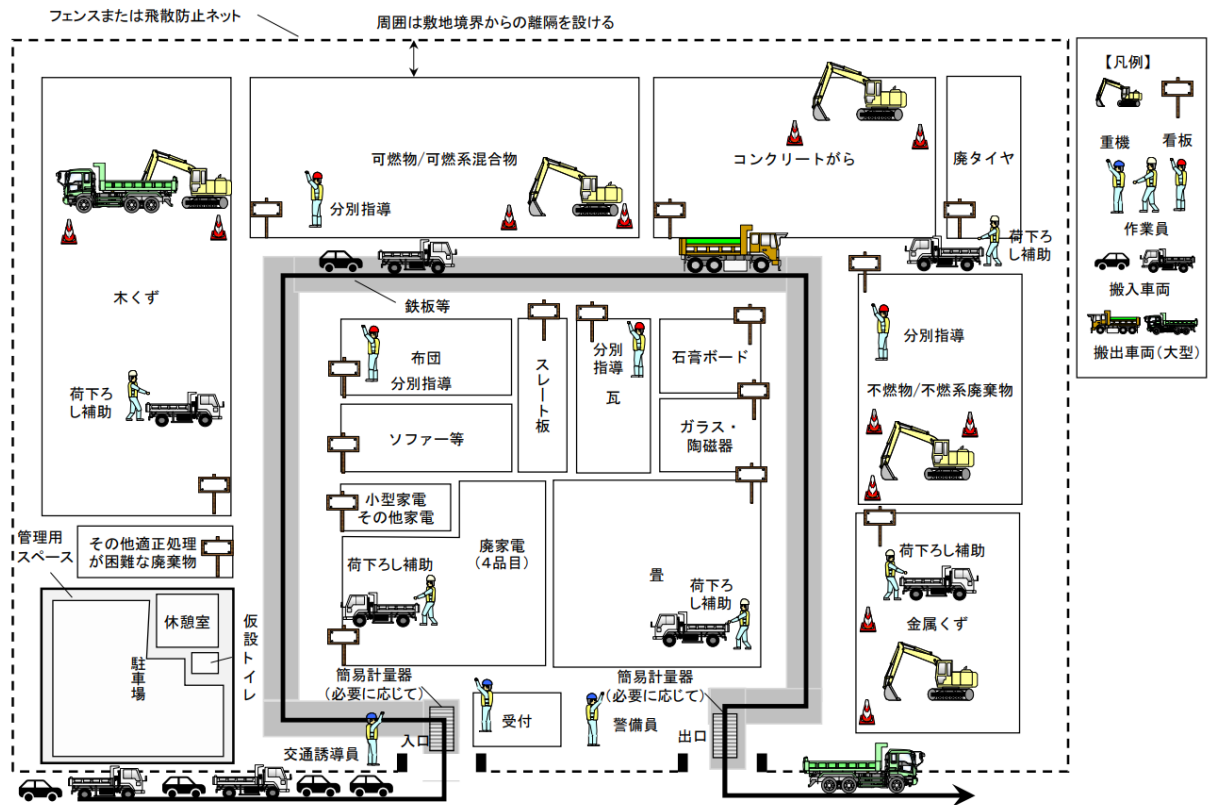


図3 仮置場の選定から供用開始、返還までの流れ

6) 仮置場のレイアウト

仮置場（一次仮置場）のレイアウトは以下の図を参考とします。

なお、詳細は「災害廃棄物対策指針_技術資料 18-3 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項（令和5年1月改定 環境省）」を参考とします。



出典：災害廃棄物対策指針_技術資料 18-3 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項
（令和5年1月改定 環境省）

図 4 一次仮置場のレイアウト案

7) 仮置場の環境モニタリングにおける留意点

仮置場の管理の一環として委託事業者に環境モニタリング⁽¹⁾を行うよう依頼します。モニタリングの項目や留意点は以下の表を参考とします。

影響項目	環境影響	対策例	留意点
大気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物(建材等)の保管、処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 破碎機など粉じん発生施設の位置、住居や病院など環境保全対象、主風向等に配慮すること。 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物がある場合はその位置、住居や病院など環境保全対象、主風向等に配慮すること。 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。
騒音振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音や振動の大きな破碎機など「特定施設」の位置を踏まえたモニタリングを行う。 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。
土壌	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 P C B等の有害廃棄物の分別保管 	<ul style="list-style-type: none"> 利用前に汚染の状況を調査する。
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染の恐れのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

出典：災害廃棄物対策指針_技術資料 18-5 環境対策、モニタリング、火災防止策（平成31年4月 環境省）

⁽¹⁾ 有害物質や危険物が混在する災害廃棄物の仮置場では、周辺環境への影響、作業員や近隣住民の健康への影響、労働災害の予防措置のための環境モニタリングを実施します。

4. 組織体制の構築

1) 災害対策本部の組織体制 (例)



参考：小金井市地域防災計画（令和4年度 小金井市）

2) 清掃班の主な業務内容

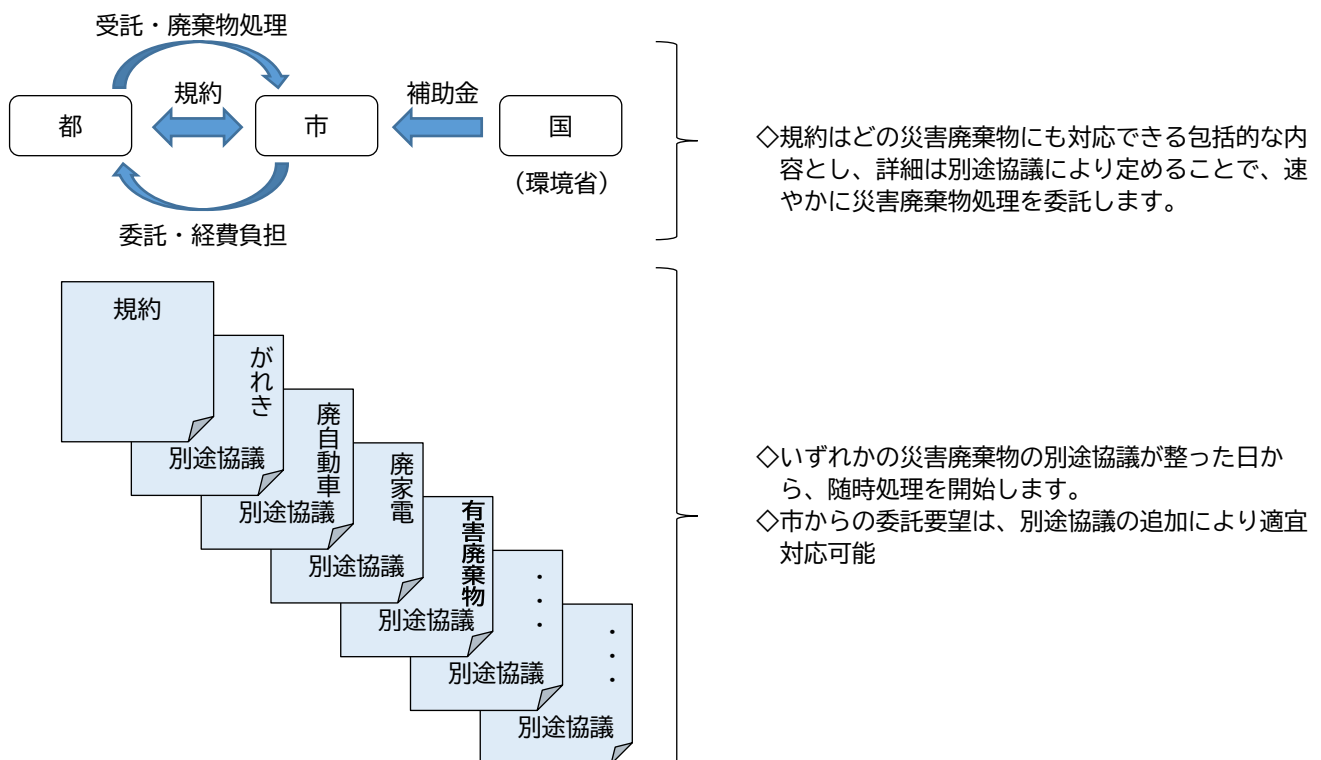
担当グループ・担当区分		業務内容
総務	総合調整	職員の参集状況の確認と配置の決定
		指揮命令、総括および調整会議の運営
		災害対策本部、災対各部等との連絡調整
		災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物の発生量・要処理量の把握・推計 ・必要な仮置場の面積等の把握
		全般に関する進行管理
	財務	予算管理（要求、執行状況の把握等）
		各種業務の契約手続、支払業務等
		国庫補助等に係る各種手続、災害報告書の作成等
	渉外	関係行政機関との連絡調整、協議、情報提供
		民間事業者との連絡調整、協議、情報提供
	広報	市民等への災害時に発生する廃棄物処理に関する広報
		市民からの問合せ、苦情への対応
広報等パブリシティ		
資源管理	仮置場	仮置場の確保、設置・運営、撤去
		仮置場の環境モニタリング
	施設	一部事務組合との相互連携、被害情報の把握
		小金井市清掃関連施設との相互連携、被害情報の把握
処理	処理・処分	収集車両の被災状況の把握
		生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬、処理
		し尿の収集・運搬、処理、仮設トイレの設置必要数の把握
		道路啓開に伴う廃棄物対応
		公共施設の解体対応
		公費解体等への対応（窓口業務、り災証明書交付業務との連携、撤去現場立会等）
		災害廃棄物の収集・運搬、処理
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理
		処理困難物の処理に関する指導
	処理全般に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）	
	環境・指導	民間事業者の指導
不法投棄、不適正排出対策		
受援	受入	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体、災害ボランティア等）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）との連携、受援内容の記録
	配置	受け入れた受援の配置先管理、応援側と受援側のマッチング

5. 広域連携体制

1) 本市から都への事務委託スキーム

近年では災害が激甚化しており、膨大な量の災害廃棄物も発生したため、被災自治体だけでは災害廃棄物を処理することができなくなり、過去には地方自治法第252条の14の規定に基づき、都道府県が市区町村から災害廃棄物処理の事務の一部の委託を受けて、処理主体として災害廃棄物を処理した事例があります。

災害により甚大な被害を受け、市における廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、市に代わって東京都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがあります。

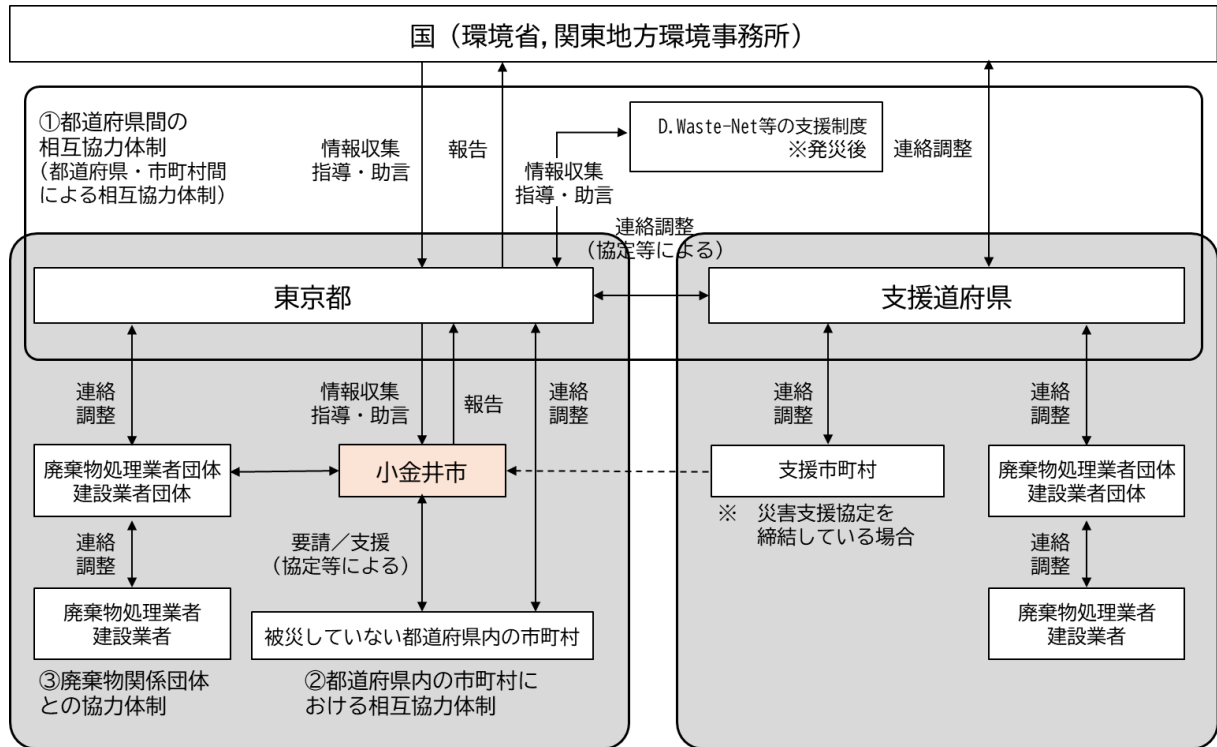


参考：災害廃棄物処理業務の記録（平成26年 宮城県）

2) 広域連携体制（案）

都市部で大規模災害が発生した際には、被災地が複数の都道府県にまたがり、一時に膨大な災害廃棄物が発生し、市町村内、都道府県内での対応が困難と想定されます。したがって、市町村、都道府県、廃棄物関係団体、国（環境省）がそれぞれの役割分担をもとに、広域的な相互協力体制を整備することが必要となります。

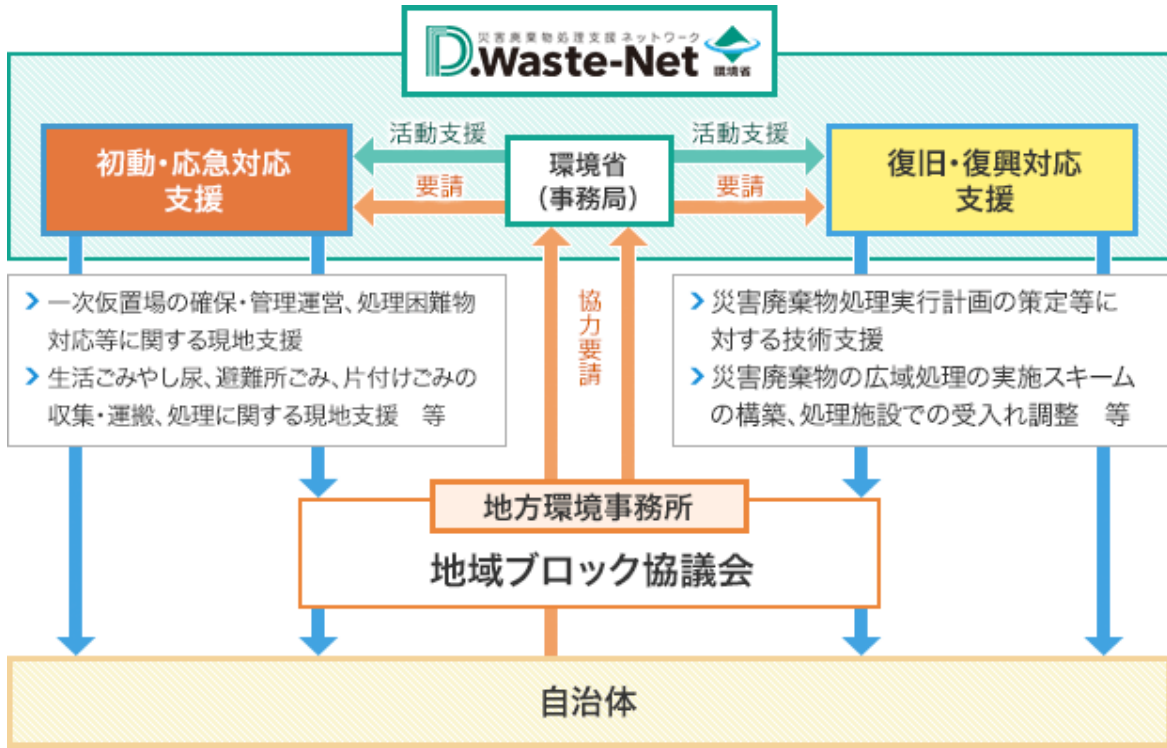
災害時に都道府県域を越えた広域体制を確保するために、平常時から都道府県・市町村間による相互協力体制を協定締結等により整備します。



備考：災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き（平成22年3月 環境省）を一部修正

3) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) の災害時の支援の仕組み

災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) とは、国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者により構成される人的な支援ネットワークです。



出典：環境省災害廃棄物対策情報サイトホームページ（令和7年10月）

【D.Waste-Net 発災時の機能・役割】

初動・応急対応 (初期対応)	研究・専門機関
	被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援 等
復旧・復興対応 (中長期対応)	一般廃棄物関係団体
	被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等 (現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む)
初動・応急対応 (初期対応)	研究・専門機関
	被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援 等
復旧・復興対応 (中長期対応)	廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等
	災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等

出典：環境省災害廃棄物対策情報サイトホームページ（令和7年10月）

4) 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の災害活用の流れ

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）とは、災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、発災時に被災地を支援することを目的とした制度です。

被災地のニーズを踏まえた現場の目線で災害廃棄物処理を適切かつ円滑に行えるようマネジメントの支援を行うもので、現場作業員としての派遣ではありません。

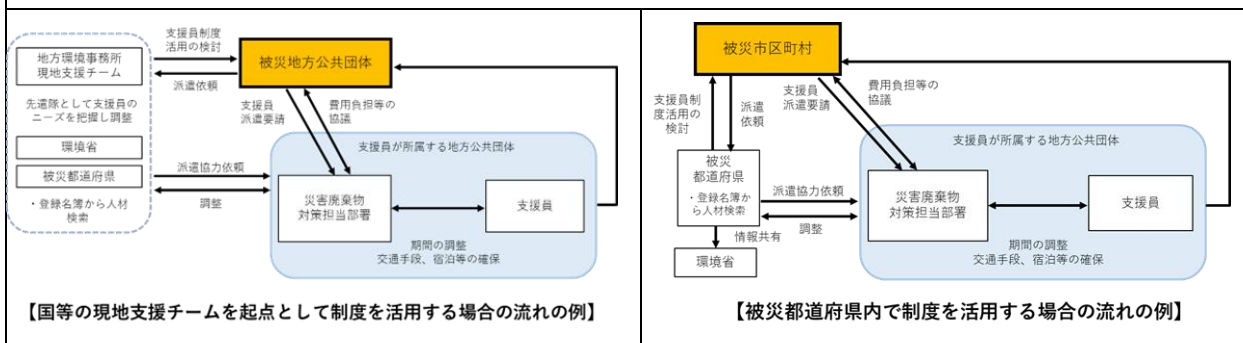
【支援内容】

災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整

被災自治体が行う災害廃棄物処理の方針を立てることができるよう、知見・経験を基に助言、情報提供および関係者との調整を行う。

個別課題の対応に係る助言・調整

災害廃棄物の収集運搬、仮置場の開設・管理・運営、処理、災害廃棄物処理実行計画策定等の個別課題の対応に対して、知見・経験を基に助言、情報提供および関係者との調整を行う。



出典：災害廃棄物処理支援員制度について【解説】（令和4年4月 環境省）より一部抜粋および改変

6. 災害用トイレの種類

名称	特徴	概要	現地での処理	備蓄性※
携帯トイレ 	吸収シート方式 凝固剤等方式	最も簡易なトイレ。調達の容易性、備蓄性に優れる。	保管・回収	◎
簡易トイレ	ラッピング型 コンポスト型 乾燥・焼却型等	し尿を機械的にパッキングする。 設置の容易性に優れる。	保管・回収	○
組立トイレ 	マンホール貯留・ 流下型	避難所等に設置された下水道本管に接続しているマンホールトイレシステムの直上に便器及び仕切り施設等の上部構造物を設置するもの。	下水道	○
	地下ピット型	いわゆる汲取トイレと同じ形態。	汲取り	○
	便槽一体型	—	汲取り	○
ワンボックストイレ 	簡易水洗式 被水洗式	イベント時や工事現場の仮設トイレとして利用されているもの。	汲取り	△
自己完結型 	循環式	比較的大型の可搬式トイレ。	汲取り	△
	コンポスト型		コンポスト	△
車載トイレ 	トイレ室・処理装置一体型	平ボディのトラックでも使用可能な移動トイレ。	汲取り 下水道	△

※ ◎：省スペースで備蓄 ○：倉庫等で備蓄できる △：一定の敷地が必要
参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

7. 生活ごみ、避難所ごみの分別の留意点

1) 生活ごみの収集に関する留意点

留意点	・分別区分は可能な限り平常どおりとする。
	・平常時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、市民への広報を行った上で、発災直後は生活ごみの収集を中止し、腐敗性の高い生ごみ等を優先して収集する。
	・腐敗性の低い生活ごみは、できる限り各家庭での保管を呼びかけ、体制が整い次第速やかに収集を再開する。
	・災害により既存焼却施設の復旧に時間がかかる場合は、他市町村等に処理を委託するため、必要に応じて支援要請を行う。
	・不適正排出や道路・公園等への不法投棄を未然に防止するため、広報及び仮置場を中心としたパトロール等を行う。

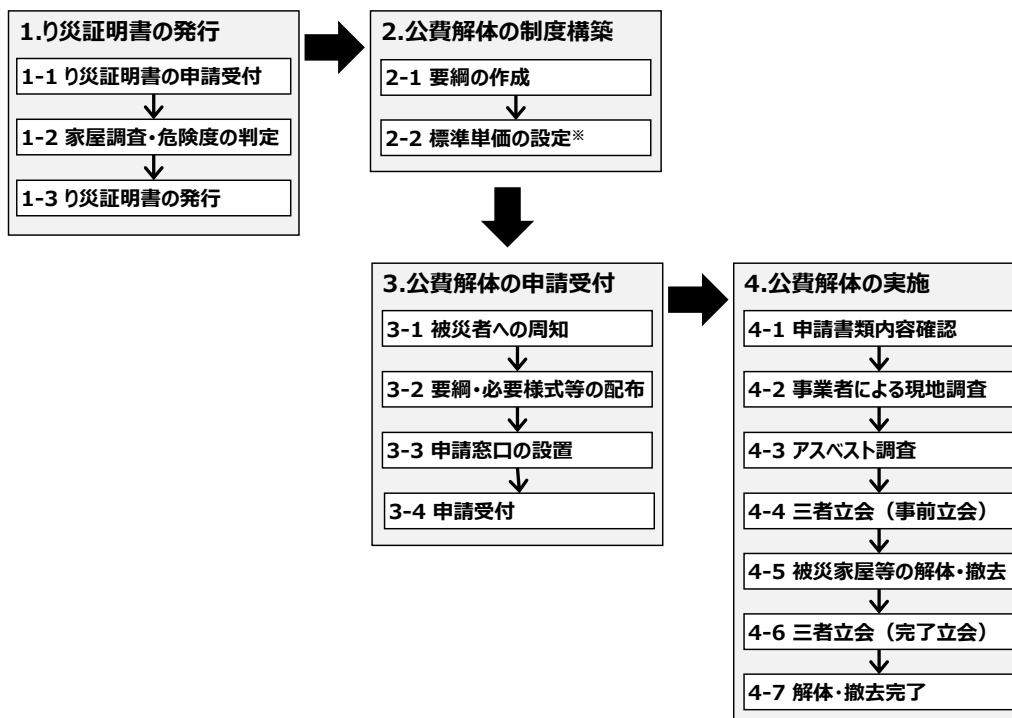
2) 避難所ごみの分別例及び留意点

種類	留意点
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは、衛生面を考慮した上で袋に入れて保管し、早急に処理する。 ・携帯トイレ等に排出されたし尿は吸水ポリマーで固められるため保管が可能だが、感染や臭気対策のため、密閉して保管する。その際は他の燃やすごみと袋を分ける等工夫して管理する。
プラスチックごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化のため、できる限り分別し、袋に入れて保管する。ただし、衛生上の理由などにより分別できない場合は、処理先の状況に応じて定めたルールに従い保管する。
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物が混入しないよう、安全面を考慮した上で袋に入れて保管する。 ・感染性廃棄物（注射針等）は医療機関と調整し、保管のための専用容器を用い、別途処理する。
資源物	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙（雑紙、段ボール、新聞、雑誌、紙パック等） ・布 ・びん ・缶 ・金属類 ・ペットボトル ・スプレー缶等 <ul style="list-style-type: none"> ・古紙は、段ボール、新聞、雑誌等に分別し、紐でしばるか袋に入れて保管する。 ・スプレー缶、カセット式ガスボンベ等は、できる限り中身を使い切り、袋に入れて保管する。 ・その他の資源物は、種類ごとに分別し、袋に入れて保管する。
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池、水銀体温計などは、それぞれ袋に入れて保管する。

8. 被災家屋の解体撤去

1) 公費解体の事務処理手順の概略

1. 被災証明書の発行
 - ・ 災害による家屋の被害程度等を証明する、被災証明書の申請・発行。
 - ・ 家屋調査や危険度の判別。
2. 公費解体の制度構築
 - ・ 具体的な対象事例・工作物の絞り込みによる、公費解体の対象案件の選定。
 - ・ 公費解体の主旨・目的、用語の定義等の要綱や書類様式の制定。
 - ・ 解体前に申請者が実施すべき事項の整理。
 - ・ 解体後発生する廃棄物の受入・処分体制の確認。
3. 公費解体の申請受付
 - ・ 公費解体の方法について、広報紙、本ホームページ等で広報を行う。
 - ・ 要綱・必要様式等の配布。
 - ・ 申請者数の規模や被災自治体の人員体制を考慮した受付体制の構築・設置。
4. 公費解体の実施
 - ・ 本市指定の解体業者の一覧を公表する。
 - ・ 申請者、解体事業者及び自治体の三者で現地立会を行い、工事スケジュールの決定や申請者の要望確認等を行う。
 - ・ 三者立会の結果を踏まえた費用算定の結果に基づき、解体工事に着手する。



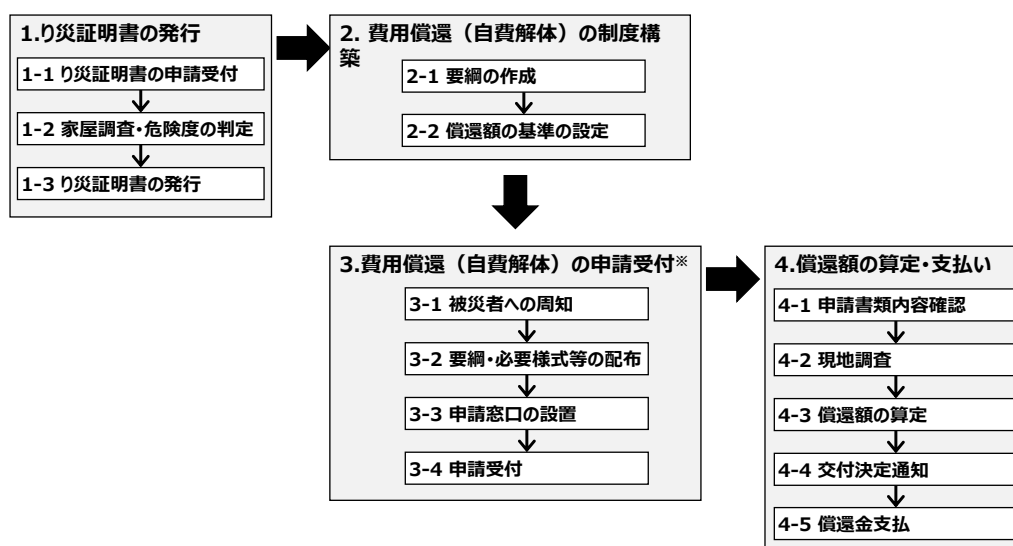
※ 被害規模が大きく広範囲が被災した災害の場合、都が標準単価を設定する場合もある。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）参考資料【参 31-1】解体・撤去に係る手順と必要書類の例（令和5年1月 環境省）

図5 公費解体の事務処理手順の概略

2) 費用償還（自費解体）の事務処理手順の概略

1. り災証明書の発行
 - ・ 災害による家屋の被害程度等を証明する、り災証明書の申請・発行。
 - ・ 家屋調査や危険度の判別。
2. 費用償還（自費解体）の制度構築
 - ・ 具体的な対象事例・工作物の絞り込みによる、費用償還（自費解体）の基準の設定。
 - ・ 費用償還（自費解体）の主旨・目的、用語の定義等の要綱や書類様式の制定。
 - ・ 解体前に申請者が実施すべき事項の整理。
3. 費用償還（自費解体）の申請受付
 - ・ 費用償還（自費解体）の方法について、広報紙、本ホームページ等で広報を行う。
 - ・ 要綱・必要様式等の配布。
 - ・ 申請者数の規模や被災自治体の人員体制を考慮した受付体制の構築・設置。
4. 償還額の算定・支払い
 - ・ 申請書類・現地調査の結果を踏まえた費用算定の結果に基づき、償還額を支払う。
（※区市町村が所有者等に対して支出する費用の全額が災害等廃棄物処理事業の補助対象とならない場合もある。）



※ 費用償還（自費解体）の申請受付時において、既に損壊家屋等の解体を個人が事業者へ発注して行われていることを想定している。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）参考資料【参 31-1】解体・撤去に係る手順と必要書類の例（令和5年1月 環境省）

図6 費用償還（自費解体）の事務処理手順の概略

3) 被災家屋の解体の主な留意点

留意点	・可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立入調査を行う。
	・一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
	・建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し、所有者に引き渡す機会を提供する。
	・撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
	・廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。
	・作業員や関係者の安全確保に心がけ、警報等が発令された際の情報源確保（ラジオの配布）や避難場所等の情報の事前確認、消火器の配置等を行う。
・粉塵の防止や石綿飛散防止のため、適宜散水して作業を行う。また、作業員や立会い者は、防じんマスクやメガネ等の保護具を着用し、安全を確保する。	

4) 石綿含有建材が含まれる家屋の確認

発災後、道路啓開や救助捜索活動で発生する災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体します。解体作業に当たっては、石綿含有建材が含まれる家屋等について、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（令和5年4月）」（環境省）を参考とし、適切に処理が行われることとします。

9. 災害時の廃棄物対応に活用することが想定される協定一覧

協定等の名称	相手先	内容
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局 流域下水道本部	し尿処理への協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社調布清掃	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	志賀興業株式会社	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社加藤商事	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社調布清掃	災害時における廃棄物の収集及び運搬に関する協力
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書	志賀興業株式会社	災害時における廃棄物の収集及び運搬に関する協力
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社加藤商事	災害時における廃棄物の収集及び運搬に関する協力

参考：小金井市地域防災計画（令和4年度 小金井市）

10. 計画策定過程

1) 小金井市廃棄物減量等推進審議会

(1) 委員名簿

小金井市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

選出委員	選出区分
◎ 渡辺 浩平	学識経験者
○ 岡山 朋子	
溝入 茂	
岸野 勝利	公募市民
光明 圭介	
中村 光志	
橋爪 文彦	
林 和夫	
平川 裕美子	集団回収実践団体代表
多田 典子	
清家 洋子	消費者団体代表
保谷 匠	事業者代表
長友 優佳	
石原 秀一	ごみゼロ化推進員代表
井上 真紀子	

◎：会長 ○：副会長

(2)審議過程

小金井市廃棄物減量等推進審議会審議過程

回	開催日	主な内容
第1回	R6. 7. 4	会長、副会長の選任及び事務局紹介 小金井市廃棄物減量等推進審議会規則の確認 策定スケジュールの説明
第2回	R6. 8. 23	策定スケジュール及びポイントについて報告
第3回	R6. 10. 9	災害廃棄物処理計画改定の流れについて報告 小金井市災害廃棄物処理計画等について諮問
第5回	R6. 12. 26	現行計画の課題を踏まえた対応方針について報告 災害廃棄物発生量・仮置場必要面積の推計について報告
第6回	R7. 2. 13	災害時に発生する廃棄物の対応方針の検討について報告
第7回	R7. 4. 24	小金井市災害廃棄物処理計画について審議 策定スケジュールについて報告
第9回	R7. 7. 30	小金井市災害廃棄物処理計画について審議
第11回	R7. 10. 8	小金井市災害廃棄物処理計画について審議
第12回	R8. 2. 5	パブリックコメントの結果報告 小金井市災害廃棄物処理計画について審議
第13回	R8. 3. 4	小金井市災害廃棄物処理計画について答申

2) パブリックコメント概要

(1) 施策の名称

小金井市災害廃棄物処理計画（素案）

(2) 対象・実施期間

○対象：市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

○実施期間：令和7年11月4日（火）～令和7年12月15日（月）まで

(3) 意見の募集方法

本市ホームページ、ごみ対策課（市役所第二庁舎4階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）、メタウォーターサステナブルパークこがねい（資源物処理施設）、小金井市野川クリーンセンター、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター、東小金井駅開設記念会館に素案を公開しました。素案に対する意見は、直接、郵送、FAXまたは専用フォームで募集しました。

(4) 意見の提出状況

○専用フォーム：1名 計1名

意見総数：4件

(5) 提出された意見と検討結果

パブリックコメントの意見及び検討結果は次ページに示すとおりです。なお、提出された意見は、原則として全文を原文のまま掲載しています。

パブリックコメントに寄せられた意見及び意見に対する検討結果

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	P8 第1章 第6節 処理目標期間の設定	地区集積所について、P8に「自主防災組織等が市と協議し選定・管理する集積所を含め、」とあります。これを読む限り、ごみ対策課が協議するよう読み取れますが、ごみ対策課が協議するのでしょうか。それとも、地域安全課など、他の課と連携して協議するのでしょうか。	ごみ対策課が主導しますが、必要に応じて関係他課を交えて協議することを想定しています。
2	P8 第1章 第6節 処理目標期間の設定	P8に「ごみゼロ化推進員の協力の下」とありますが、ごみゼロ化推進員にはどのように話を進めていくのでしょうか。今は、いくつかの部会で分かれて活動されているようですが、部会に関係なく協力体制を組むということですか。図上訓練のようなことはしないのでしょうか。ごみゼロ化推進員がない町会・自治会や、町会・自治会がない区域はどのようにするのでしょうか。	ごみゼロ化推進会議の全体会議の場において、災害発生時に御協力を賜ることについては了承いただいています。 引き続き、実運用に向けた詳細協議に取り組んでまいります。
3	P16 第2章 第2節 協力体制・受援体制の構築	災害ボランティアの受け入れは社会福祉協議会が担当するようですが、災害前に計画に則して協議を行ったりしますか。社会福祉協議会も訓練などに参加するのでしょうか。	本計画の改定に当たり、多種多様な関係者（庁内関係他課、浅川清流環境組合・構成市、災害協定締結団体、市民等）との連携強化、改定計画に関する認識共有を図ることを目的の一つとしています。 災害ボランティアへの協力依頼事項の事前整理等を通じて、連携強化を進めてまいります。
4	P22 第2章 第3節 災害時に発生する廃棄物の処理の検討	小金井市の備蓄量では、簡易トイレの数が足りないのは明白ですが、各家庭で用意してもらうための具体的な方策はありますか。	市では令和7年3月に小金井市防災マップの全面改訂を行いました。小金井市防災マップは、いざというときの避難場所や避難所の場所などを地図で示すとともに、市民の皆様自身が備えておくべきことなど、防災情報について掲載しており、家庭での「日常備蓄」と「非常持ち出し品」のうち、携帯トイレについては、準備として1人当たり7日分（約35回分）の備蓄を推奨しています。

11.用語集

用語	説明
(か行)	
解体ごみ	損壊家屋等の解体により発生する廃棄物。 片付けごみに比べて長期間発生し、量も多い傾向にある。
仮設処理施設	災害廃棄物処理のために仮置場に設置する仮設の破碎施設、選別施設、焼却炉等。
片付けごみ	災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの。 災害発生後の早い時期に発生する傾向がある。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	家庭から排出される特定の家電製品について、再資源化(リサイクル)を促進するための法律。家電製品の廃棄を減らし、資源の有効利用と環境負荷の低減を目的としている。
仮置場 緊急仮置場	市による戸別収集の対象になる災害廃棄物の緊急排出先。 原則、平常時にごみを排出している場所とし、市民(災害ボランティアを含む。)自らが排出する場所。
仮置場 地区集積所	生活環境を保全する上で、被災現場から廃棄物を搬出する先で、一時的に、廃棄物を保管する場所。 市が指定した中規模な市内の公園等に設置され、市民(災害ボランティアを含む。)自らが排出する場所。
仮置場 一次仮置場	生活環境を保全する上で、被災現場から廃棄物を搬出する先で、一時的に、廃棄物を保管する場所。 大規模な市内の公園や運動場等に設置され、原則市民の立入は禁止される。
仮置場 二次仮置場	廃棄物の再資源化等、適正な中間処理(破碎・選別等)を行うために整備される場所。 一次仮置場での分別・選別が不十分である場合や一次仮置場の保管能力が不足している場合、必要に応じて複数自治体により合同で設置される。
環境モニタリング	廃棄物処理現場(建物の解体現場や仮置場等)における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等について定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価すること。
関東ブロック	環境省の地方支分部局である関東地方環境事務所が管轄する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県で構成される区域。
関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム	環境省の地方支分部局である関東地方環境事務所と被災地近隣の自治体が連携し、被災自治体の災害廃棄物処理に係る業務(主に事務支援)等を支援する組織。

用語	説明
広域処理	全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理すること。
公費解体	個人等が所有する家屋等で被害を受けたものについて、所有者の申請に基づき、区市町村が所有者に代わって実施する解体。
(さ行)	
災害対策本部	災害対策基本法第 23 条、第 23 条の 2 に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、市長が設置する組織。
災害廃棄物処理計画	発災前に策定される計画であり、災害発生時における廃棄物処理の基本的な方針や具体的な手順を明示し、各主体の役割や処理方針等を事前に定めた計画。
災害廃棄物処理実行計画	発災後に策定される計画であり、被災地域の様相を考慮した上で、実際に災害廃棄物を処理する方法等について記載した計画。
災害廃棄物処理指針	発災後、当該災害について処理の方針や対応を示すために国が策定する指針。
災害廃棄物対策指針	東日本大震災をはじめ全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理での経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害及びその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む。）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について記述。
災害廃棄物対策マニュアル	災害廃棄物処理を行う上で、詳細な処理方法や事務的な対応方法、様式等について整理した手引。
災害廃棄物対策本部	災害発生時に各局の人員を含んで設置される災害廃棄物処理に関する事項を専門的に取り扱う組織。
災害報告書	災害等廃棄物処理事業報告書の略称。発災後、被災市町村が取りまとめ、都道府県を通じて環境省に提出するものであり、各市町村の被災状況について記載した報告書。
事務委託	地方公共団体が、他の地方公共団体の求めに応じて協議により規約を定め、他の地方公共団体の事務の一部を代替執行すること又は代替執行を依頼すること。
受援体制	地方公共団体が、災害に備えて、受援対象業務を特定し、内部体制の整備を図り、応援要請先の指定や応援要請の手順等、外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制。
処理可能量	廃棄物処理施設において、平常時の廃棄物を処理した上で、更に余分に処理を行うことができる量。
性状	廃棄物の性質と状態。災害廃棄物は、災害の種類によって発生する性質や状態が異なる。

用語	説明
選別	仮置場や廃棄物処理施設等に搬入された廃棄物を適正に処理するため、重機やふるい機等の利用のほか手作業でいくつかの品目に分ける工程。
(た行)	
地域防災計画	災害対策基本法第 40 条又は第 42 条の規定に基づき、市町村防災会議が策定する計画。
道路啓開	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去の上、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。
(は行)	
費用償還 (自費解体)	区市町村が行う公費解体よりもやむを得ず早く解体を行った被災者を救うために、被災区市町村の判断で設けられる解体費用を償還する制度。
便乗ごみ	災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物等。
復興資材	復興過程から生み出され、建設資材として、復興工事へ適切に利用されるべきもの。災害廃棄物等の混合物を分離、選別して得られた「分別土砂」や、コンクリートがらを破碎、選別して得られた「コンクリート再生砕石」等。
(ら行)	
り災証明	市が住家（居住のために使用している建物）被害認定調査を行い、確認した被害程度（全壊、半壊等）について交付する証明書。
(アルファベット)	
D. Waste-Net	災害廃棄物処理支援ネットワーク。国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげることを目的として構築された、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等を主なメンバーとして構成する人的支援ネットワーク。

小金井市災害廃棄物処理計画

発行：令和8年3月 小金井市

編集：環境部ごみ対策課

〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号

TEL 042-387-9835 FAX 042-383-6577

<http://www.city.koganei.lg.jp/>



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用